

砥 部 町 議 会
令 和 5 年 第 4 回 定 例 会
会 議 録

令和5年第4回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招 集 年 月 日	令和5年12月7日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和5年12月7日 午前9時30分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 高橋久美 2 番 日野恵司 3 番 木下敬二郎 4 番 原田公夫 5 番 柿本 正 6 番 東 勝一 7 番 佐々木公博 8 番 小西昌博 9 番 佐々木隆雄 10 番 松崎浩司 11 番 大平弘子 12 番 西岡利昌 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	13 番 山口元之			
地 方 自 治 法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	副町長 岡田洋志 教育長 大江章吾 総務課長 門田敬三 企画政策課長 小中 学 商工観光課長 森本克也 戸籍税務課長 古川雅志 保険健康課長 岩田恵子 介護福祉課長 堀潤一郎 子育て支援課長 田中弘樹 建設課長 門田 作 農林課長 池田晃一 生活環境課長 白形大伸 上下水道課長 松田博之 会計管理者 田邊敏之 広田支所長 町田忠彦 学校教育課長 伊達定真 社会教育課長 山本勝彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 藤田泰宏 庶務係長 東山泰久		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 7 番 佐々木公博 8 番 小西昌博			
傍 聴 者	1 人			

令和5年第4回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

日程第6 議案第41号 令和4年度砥部町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第7 認定第1号 令和4年度砥部町一般会計決算認定について

日程第8 認定第2号 令和4年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第9 認定第3号 令和4年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第10 認定第4号 令和4年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第11 認定第5号 令和4年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第12 認定第6号 令和4年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第13 認定第7号 令和4年度砥部町下水道事業会計決算認定について

日程第14 認定第8号 令和4年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

令和 5 年第 4 回砥部町議会定例会

令和 5 年 12 月 7 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（三谷喜好） ただいまから、令和 5 年第 4 回砥部町議会定例会を開会いたします。開議に先立ち報告します。佐川町長と 13 番山口元之議員から欠席届が提出されております。副町長から招集の挨拶があります。副町長。

○副町長（岡田洋志） 令和 5 年第 4 回定例会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、御提案させていただいております案件につきまして、御審議賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。本来であれば、佐川町長が登壇し、御挨拶を申し上げるところでございますが、御案内のとおり胸椎椎間板ヘルニアによる自宅療養中であり、本定例会は欠席させていただくこととなりました。佐川町長からは、議員の皆様をはじめ、町民の方々に御心配、御迷惑をおかけし、大変申し訳ないとの言葉を預かっておりますが、現在も、適宜指示を仰ぎながら町政運営が滞ることがないように対応しております。今月中にも手術が行われ、回復次第、復帰される予定でございますので、御理解いただきますようお願いいたします。また、先般、本町職員の懲戒処分について公表をさせていただきましたが、全体の奉仕者として、法令を遵守する職員が、公金である補助金を不正に受給した行為は、断じて許されるものではなく、議員、住民の皆様には深くお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。これを受けまして、12 月 1 日朝礼、臨時課長会を開催し、職員に対し綱紀粛正を促すとともに、組織としての審査体制を改善を図り、再発防止と信頼回復に努めてまいります。それでは、本定例会に提案させていただきます議案につきまして申し上げます。専決処分の報告が 2 件、事務組合規約の変更、同組合の財産処分が各 1 件、指定管理者の指定が 1 件、条例改正に関する議案が 8 件、補正予算が 6 件となっております。本定例会では、法改正のほか、令和 6 年度からの町組織改編に係る条例改正を提案するとともに、7 月の梅雨前線豪雨による災害復旧費をはじめ、DX 推進、少子化対策、物価高騰支援など、各種施策に係る補正予算を提案しております。町長不在となりますが、議案審議の場におきまして、課長はじめ職員一同、誠心誠意、御説明をさせていただきますので、御議決賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷喜好） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、7 番佐々木公博議員、8 番小西昌博議員を指名をいたします。

~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長（三谷喜好） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る11月30日開催の議会運営委員会において、本日から15日までの9日間としております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から15日までの9日間と決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（三谷喜好） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、御報告申し上げます。次に、監査委員より、10月末の例月現金出納検査については良好であった旨の報告がありました。次に、本日まで受理した請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12月15日の本会議でお願いをいたします。次に、議員派遣の結果について御報告します。10月13日、徳島県徳島市で開催された第61回四国地区町村議会議長会研修会に、全議員を派遣し、共同通信社の久江雅彦氏及び料理研究家の浜内千波氏の講演を聴講いたしました。次に、委員会からの委員派遣についてを御報告いたします。総務産業建設常任委員会が、10月2日から4日まで、北海道伊達市において、木質ペレット事業について、議会改革特別委員会が、11月1日、愛南町において、議員用タブレット導入の状況について、議会広報常任委員会が、11月15日から16日まで、福岡県添田町において、議会だよりの編集について、議会運営委員会が、11月28日から29日まで、岡山県奈義町において、子育て支援策について視察研修を行った旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（三谷喜好） 日程第4、行政報告を行います。本件について、主要な事項について報告を求めます。岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 令和5年9月議会後からの行政報告を行います。行政報告を御覧ください。総務課。（1）9月4日から11月20日までの落札状況でございます。入札件数26件、設計総額2億4,270万円、落札総額2億1,446万4,000円、落札率88.4%。内訳につきましては、御覧のとおりでございます。（2）9月17日、麻生小学校を主会場として、南海トラフ巨大地震を想定した町総合防災訓練を実施しました。訓練参加機関、人数は御覧のとおりです。（3）11月11日、ひろた町民グラウンドで、南海トラフ巨大地震により土砂災害が発生した想定で、消防団災害対応訓練を実施し、消防団員146人が参加しました。2ページをお願いします。商工観光課。（1）11月4日、5日、陶街道ゆとり公園で、秋の砥部焼まつりを開催し、約5万6,000人の人出でにぎわいました。（2）11月12日、愛媛サ

イクリングの日に合わせ砥部焼伝統産業会館をはじめ、町内 10 か所のポイントを巡るサイクリングイベントを開催し、約 80 名が参加しました。保険健康課。（１）11 月末時点の新型コロナワクチン接種実績です。詳細は、御覧のとおりです。（２）電力・ガス・食料品等の価格高騰対策支援として、町内の医療機関等に対し、医療機関等物価高騰対策支援金を支給しました。３ページをお願いします。介護福祉課。（１）電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援として、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1 世帯当たり 3 万円の価格高騰重点支援給付金を支給しました。（２）電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援として、町内の高齢者福祉施設等に対し、高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金を支給しました。（３）10 月 28 日、29 日、陶街道ゆとり公園で、ねんりんピック愛媛のえひめ 2023 スポーツウェルネス吹矢交流大会を開催し、全国から 55 チーム 174 人の選手が参加しました。子育て支援課。電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援として、住民税非課税世帯などの、18 歳以下の児童などを養育する世帯に対し、児童 1 人当たり 5 万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給しました。建設課。主要工事の進捗状況、11 月末時点。道路メンテナンス補助事業。町道多居谷線橋梁修繕工事、進捗率 20%。４ページをお願いします。上下水道課。主要工事の進捗状況、11 月末時点。水道事業関係、令和 5 年度現年分。上水道第 7 配水池造成工事、進捗率 30%。社会教育課。（１）主要工事の進捗状況、令和 3 年度からの繰越分。文化会館・町立図書館空調設備更新工事、令和 5 年 9 月 29 日完成。（２）11 月 5 日、ひろた交流センターで、広田ふるさとフェスタを開催し、約 3,000 人の来場がありました。（３）11 月 18 日、19 日、中央公民館及び町文化会館で、芸術文化フェスタを開催し、約 2,500 人の来場がありました。以上で、行政報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第 5 一般質問

○議長（三谷喜好） 日程第 5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめ質問されますよう、議員各位に協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言をしてください。それでは、質問を許します。４番原田公夫君。

○４番（原田公夫） ４番原田公夫でございます。今回、２問質問をさせていただきます。まず１点目ですが、ＡＩ人工知能の活用状況はでございます。少子高齢化による労働人口の減少で、人手不足が深刻化する中、ＡＩの導入による労働力不足の軽減に、大きな期待が集まっています。政府の 2024 年度概算要求におけるＡＩ関連予算は、約 1,640 億円に上り、対前年比 44%の伸びを示しています。また、業務効率化による働き方改革推進の一手として、ＡＩ導入の動きは自治体にも広がっており、愛媛県や松山市では、チャットＧＰＴを試験導入し、有効性を検証することとしています。ＡＩ技術は、農業や製造業、医療、介護、物流など、様々な業種で利用が始まっていますが、本町における活用状況はどのようになっているのか、町長の

御所見をお伺いします。2点目、教員不足の現状と見通しは。公立小中高校における教員不足の状況について、文部科学省が都道府県や政令指定都市の教育委員会に調査したところ、2023年4月時点で、前年同期を比べて悪化したと答えた教育委員会は、約4割に上ることが分かりました。教員不足は、主に産休や育休、精神疾患による休職、病休で生じた欠員を埋めるための非正規講師が見つからないことで生じており、文科省の集計では、2021年度当初は、全国で2,558人が不足していました。教員不足が深刻化する中、文科省では来年度、教員の事務作業を支援するスクールサポートスタッフの person 費補助の倍増や、児童生徒の教育活動を支援する学習指導員の増員など、教員の働き方改革を推進することとしています。教員の配置については、県教育委員会が行うため、必ずしも町の要望どおり配置されるとは限りませんが、本町における教員不足の現状と、来年度以降の見通しはどうなっているのか、教育長の御所見をお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 原田議員の御質問にお答えします。はじめに、A I の活用状況はとの御質問ですが、本町では、2月に作成いたしました砥部町D X推進計画において、住民サービスの向上や業務の効率化を図るため、A I の利用促進を掲げております。現在、議事録作成業務において、A I による音声認識アプリを活用するほか、行政手続のオンライン化にあたり、申請書等を正確にデータ化できるA I -O C Rを導入しております。来年度には、町ホームページのリニューアルに合わせて、自動会話プログラム「A I チャットボット」による総合案内サービスも予定しており、御質問の中でございました、チャットG P T等の生成A I の業務利用につきましても、県と情報共有しながら利活用に向けて検討を行っているところです。少子高齢化による人手不足や、新型コロナウイルス感染症の流行を経て、急速に社会全体のデジタル化が進展する中、我々行政においてもD Xの推進が大変重要であると考えておりますので、引き続き、迅速かつ柔軟に対応してまいります。次に、教員不足の現状と見通しはについての御質問につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員の御質問にお答えをいたします。教員不足の現状と見通しでございますが、現状といたしましては、必要な人員を配置していただいております。けがや病気等で一時的な欠員はありますが、学校全体で適切に対応しておりますので、常態化した教員不足はございません。来年度におきましては、これから校長と面談を行い、教育現場の状況を踏まえて、県教育委員会と必要な人員の確保に向けて協議をしてまいります。今まで県教育委員会には、適正な教員配置について最大限の配慮をしていただいております。本町の来年度以降の見通しにつきましては、教員不足の問題は、中予地域、あるいは県全域で考えていかなければならない問題でございますので、正直申し上げまして、砥部町のみを見通しを立てようがないというのが現実でございます。以上で、原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 4番原田議員。

○4番（原田公夫） A I の問題につきましては、先ほど2月に策定したD X推進計画で、

議事録の作成とか行政のOCR化とかいうのを現在やっておるということでございました。来年度については、AIのチャットボットなどを導入していこうというような答弁であったかと思います。AIにつきましては、いろんな産業分野等では民間等も含めかなり出て、活用されているところでございます。今回、行政についてのAIの活用分野ということでございましたので、内容としては絞られたものになっておったんではないかと思います。AIを使うことによりまして、労働力不足の解消や働き方改革の推進が可能になるということで、AIの活用をさらにいろんな分野で広げていってもらえたらと思います。現在のところは、画像認識とか音声認識、言語解析、機械制御とか推論とかこういった分野の事例が多いようでございますが、本町では音声認識のところで若干止まっておるような、言語解析と音声認識のところで止まっておるような感じがしております。働き方改革の推進ということで、法改正によって残業時間の上限の制限とか、そういったことが有給休暇の消化などが義務化されたというようなこともありまして、AIが有効に使えば、その労働時間を短縮して、業務の効率化ができるということだと思います。AIの持つデータの処理能力や高精度な分析能力を生かして、いろいろ事務の効率化が図れるということでございますが、よその例で言いますと、例えば介護施設とかいったところで、カメラの映像を利用して、高齢者の転倒を解析して職員に通知するサービスがあつてみたり、岩手、陸前高田市などでは、自動音声応答通話というオートコールと言うらしいんですが、それで活用した災害時の安否確認システムの本格運用を11月に始めたということで、これは全国初のシステムというようなことを言われております。本町においても、災害に備えて、こういったシステムを導入するとか、あと、虐待保護とかいう分野で、三重県では全国に先駆けてAIの判定システムを導入したとか、児童相談所の負担軽減策として、今までに掲げてきた現場での活用に蓄積したデータを活用して、一時保護の判定までに短時間で生かしていくといったようなシステムということでございます。高齢者や病院の患者等の話し相手に人工知能を利用する試みが、現在進んでいるようでございまして、タブレットの画面に映ったキャラクターが人間のように自然な受け答えをするというようなコミュニケーションの機会を増やすほか、安否確認や健康管理に生かすということが狙いということではございますが、こういったAIと交わした会話データなどから、認知症などの把握をしてみたりとか、そういったことに役立てるというようなこともあるようでございます。これは、東京のベンチャー企業が現在開発したというようなことでございます。また、学校の教育部門におきましても、文部科学省が7月に文章や画像を自動的に作り出す生成AIについて、学校で使う際の留意点をまとめたガイドラインを公表しております。それによって、思考力や創造性を高める活用法を試行するパイロット校を秋にも指定して、成果と課題を検証するとしております。そういったこともあるようでございます。先ほど答弁いただきました、現在は、議事録のと行政のOCR自動読み取りといったような部分ではございますが、今私が言いましたような内容について、今後検討される余地はあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 原田議員さんの再質問にお答えをいたします。現在、当初予算の事

務査定中のごさいまして、まず総務課の方からは、業務管理システムの導入というのを予算を上げてこられました、我々200名余りの行政職員に対して、かなり高額なシステム導入費でございまして、見送りをさせていただきました経緯はございます。そのほか、いろんな業者の方、企業様からの御提案で、郵便自動振り分けシステムであつたりですね、そういった提案もいただいております。また、先ほど来、原田議員もおっしゃっていただいております、やはり人工知能を使った認知症での防止であつたり、そういったところにつきましては、まだ町内の福祉施設等からの御要望等、導入費の助成であつたりするお話もいただいております。行政の中でも、もちろん進めては行つてはおるんですが、やはりメリットとデメリットがございまして。例えば、水道の検針システム。例を挙げますと、導入をしていくことによって、検針員さんの雇用がなくなつたりということも現実でございます。そういったところのメリット・デメリットを考えながら、AIとうまく付き合っていくというのが、我々2万人余りの小さな行政が対応していく、AIの導入ではないかなあと思っております。以上のことや行政の中でも、予算編成の中で皆さんが提案をしていただいておりますが、これまだ途中でございまして、まだ、これからのAIの導入についての予算説明等がございまして、また、年明けの予算委員会場で、そういったAIのことも御説明をさせていただいたらと考えております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○4番（原田公夫） ありがとうございます。今後、いろいろ検討していくというふうなことでございます。やはり、今後人口減少とか少子高齢化が続きますと、やはり少ない人数でも、いろんな仕事をこなさなきゃならないということになりますので、ぜひ導入して、労働力不足の解消や働き方改革の推進ということが可能になるようお願いしたいと思います。あと、先ほど言いました教育委員会の部分で、7月に出されたガイドラインに沿って、成果と課題を検証するというようなことが言われておりますが、本町の教育委員会の方には、そのことについて何らかの指針とかについて、報告とか今後の予定とかについて、あつたかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員さんのただ今の御質問に対して、お答えをさせていただきます。原田議員さんおっしゃられるように、国の方からは暫定的な利用の仕方といいますか、そういう通知が出ております。それを受けて、教育現場の方ですね、いろいろ検討はしていただいておりますけれども、実際まだまだこのことについてはですね、進んでいないというのが現状でございます。やはり学習に活用するということと、先ほど副町長申し上げましたように、働き方改革として活用するという二つの面がございまして。生成AIを学習に活用するに当たっては、やはり効果的かどうかということを判断するということが必要であるというふうでございます。先ほどからの話でございますけれども、今、生成AIに関しましては、意図的に偽りの情報を流布するとか、そういうことで新聞紙上をにぎわしておりますけれども、メリットではなくて、そういったデメリットということもですね、教師は十分理解をした上で、子どもの発達段階に応じて指導していくということが重要だということ

とで、文部科学省の方からは通知が出ております。また、働き方改革ということでございますけれども、やはり業務の効率化、質の向上、こういった等のメリットがありますので、今後は、教師が新たな技術に慣れるということも大変重要なことでございます。実証・検証などを通してですね、学校の方と協議してまいりたいというふうに考えておりますが、先ほど申しましたとおり、まだまだ学校現場におきましては、まだ検証段階、これからというところでございます。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 学校の方でも、だんだんそういった方向性があるというようなことで、最近では、これは学校とは違いますが、塾でもA Iを利用した学習が行われるなどされておるようでございます。先生の働き方改革というようなことで、A Iとは若干違うところもあるのかもしれませんが、先日、A Iを使って夏休みの宿題についての新聞記事等ございましたけど、そういった部分では30秒もあれば文章できてしまったと、そんなんでいいんだろうかというような、それがまた正しいかどうかいうのも含めて検証するというような、そういったことが重要になってくると。先ほど、教育長申しておりましたように、デメリットもあるというようなことで、そういったことも載っておりましたので、できる範囲で有効活用できるように、今後とも進めていただきたいと思います。あと、行政の方につきましても、いろいろ金額は高いというようなことで、検討はしたが今回は見送ったというようなことでございましたので、少しずつでも先ほど水道の検針とかいうような問題も出ておりましたが、できる範囲で進めてもらえたらと思います。そのあたり、よろしく願いしたいと思います。まだ、A Iにつきましては、まだまだ先の話になりそうでございますので、以上でA Iについては終わりました、続いて、先ほど教員の確保と現状の見通しということで、現在のところ、愛媛県では充足していると。これは、県の方のあれでございますので、なかなか市町村の方の権限にはないところではございますが、その中で、私ちょっと先ほど学校の先生に成り手が少ないと、そういったことで、それが教師の配置に影響を及ぼしておるというようなことだったのではないかと思います。公立学校の教員採用の試験があったわけですが、志願者が減って、過去最低の志願者数であったというような報道もされておりました。なぜ敬遠されるのかというのは、これ当てはまるかどうか、いろいろあるわけですが、現在の学級人数が多すぎると、少人数学級の実現で、学級の規模ももう少し小さくしてもらったらいんじゃないとか、そうしないと子ども見られないとか、ほかにやりたい仕事が見つかったというのが1番多かったんですが88%。あと、休日出勤や長時間労働のイメージがあると、職務に対して待遇、給与等が十分でないとか、これ64%ぐらいあったんですが。あと、教員としての適性がないと感じた55%。授業ができるか不安だというのが53%。いじめ、問題行動への対応ができるか不安だ、あと、教育実習が大変だった、保護者とのコミュニケーションがとれるか不安だといった、そういった長時間労働とか待遇面と、あと、部活指導とか、そういったことも含めて、教員の成り手が減っておるのではないかと。愛媛県の今年の教員採用試験が多分募集の2.2倍ぐらいやったんですかね、例年に比べたらやっぱり最低であったと。こういった、教員が、職が嫌われるという現状を解決しないと、なか

なか教師不足、これ今後のことでしょうけど解決しないんじゃないかというふうに思います。一つ、先日あれ11月11日でしたか、教員免許状を持ちながら教職に就いていない人を対象にした研修会が、上野の、県の総合教育センターで開催されたという記事載っておりますが、これは、講師候補者の掘り起こしを狙っているというようなことで記事になっておりましたが、参加者の状況とかいうことについては、何か県教委の方から通知とかあったでしょうか。

○議長（三谷喜好） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 原田議員の御質問にお答えをいたします。参加者につきましては、本町内の参加者がどれぐらいいたかという部分については、県の方からの報告はございません。全体的な部分についても、具体的に県の方からの情報提供も個別には教育委員会の方に入っておりませんので、申し訳ございませんが把握はしておりません。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○4番（原田公夫） 分かりました。分からないということですが、やはり教員というのが県の採用ということなんで、町村までやはりなかなか下りてきてないのかなというふうには思います。文科省の、先ほどは志願者が減ったことについてなんですが、文科省の全国調査で、1年以内に辞めた新任教師の数が増加傾向にあると。最新のデータでは、21年度分では539人、全体の1.61%。そのうち精神疾患で辞めたのが197人で、データがある09年度以降で最多であったというようなことが言われております。また、自己都合で辞めたのは287人ということで、18年度の調査に比べると減ってはおりますが、精神疾患という項目が非常に倍増したというように言われてます。文科省の方でも、新任教員の退職増の原因ははっきりしていないと言いながら、若手の精神疾患が増えているとして、増加する不登校への対応など、業務が複雑化・困難化しているうえ、近年は、人数が多いベテラン層が大量退職するということで、入れ替わる形で若手が増えて、そういったことに対応する支援が不十分になっている可能性があるという分析しているようでございます。こういったことで、若手の問題を相談できる体制を整えるなど、メンタルヘルス対策を強化する自治体に財政支援する事業を始めておまして、教員不足が深刻化する中で、正規の教員免許状を持たずに、臨時免許状ですか、臨免で教える教師が増えているというようなこともあるそうでございます。その確保については、3年の期限付きで発行されるというようなことでございますが、1番この臨時免許状の発行が多いのが福岡県、2番目が鹿児島県、3番目が埼玉県、4番目が京都、5番目が広島というような状況のようでございます。全国の公立学校の採用試験の志願者が12万7,855人ということで、全国でも4.5%、6,061人減ったということで、愛媛県では2.2倍ですから、あまり多くはなかったのかもしれませんが、減っておる傾向があると。そういうことで、志願者数がここ5年間では最低になっておると。これが続くと、やはり教員不足というのが表面化していくんじゃないかというふうに思います。そういった中で、やはり先生の勤務時間が長いということで、時間外の実態調査、1か月当たりの時間外残業どのぐらいかということで、中学校が77%、小学校が64%の教諭が文科省の定める上限基準44時間

に達して、長時間労働が常態化しているというデータも示されておりますが、本町の場合の、そういった勤務時間の長いというような先生のデータは出ておるでしょうか。

○議長（三谷喜好） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 御質問の方をお答えさせていただきます。本町におきましても、1年間の間で、定期的に教職員の分の時間外の調査の方は実施をしております。先般の議会でも、教職員の長時間労働ということで、答弁の方もさせていただいてはおるんですけども、本日申し訳ございませんけれども、資料の方持ち合わせておりませんので、細かい数字の方については、御答弁の方は差し控えさせていただきます。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○4番（原田公夫） あと、やはり退職者とか休職者が出ないために、やっぱりメンタルヘルスに取り組むことが、1番大事であると言われておりますが、本町で、教職員に対してのメンタルヘルスの事業は、どの程度やっておりますでしょうか。

○議長（三谷喜好） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 原田議員の御質問の方、お答えさせていただきます。本町におきましては、ソーシャルワーカーの方も配置をしております。また、県の方からカウンセラーの方も配置をいただいておりますけれども、その中で、教職員の方からの相談というのもございまして、そこで対応の方をさせていただいております。また、県教委の方でもですね、そういうふうな定期的にそういう対応の研修等の事業等もあって、教職員の方が参加できる体制等もあるようでございますので、そういう形での対応をさせていただいております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○4番（原田公夫） このメンタルヘルス対策をすることによって、今年度から、文科省は自治体に財政支援する事業を始めておるということでございますので、また取り組んでいただきたいと思います。あと、教員の働き方改革で、部活動の地域移行というのが、前に質問させていただきましたが、その後の地域移行への進捗状況は。もし分かれば。

○議長（三谷喜好） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 原田議員の御質問にお答えをさせていただきます。現在、町の方で検討委員会の方を設置しまして、1回会議をしております。その中で、中学校の教職員、それから1、2年の生徒、小学校の5、6年生の児童にアンケートの方を取りまして、部活動に関する分の意識調査等を実施することとしております。こちらのアンケートにつきましては、12月中に実施をして分析をしていくという形で取組を進めております。年明けには、また2回目の方の検討委員会を開きまして、その結果を受けて、今後の地域移行に関して、どういう形で取り組んでいくかという基本的な方向性というものを確認をしていきたいと考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○4番（原田公夫） いろいろ教育現場におきましては課題も多いとは思いますが、一つず

つ解決していただきまして、教育環境の充実に邁進していただきたいと思います。以上で、質問を終わります。

○議長（三谷喜好） 原田公夫議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は10時35分の予定です。

午前10時18分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（三谷喜好） 再開いたします。一般質問継続します。1番高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 1番高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。1点目です。男性へのHPVワクチンの接種を。子宮頸がんの主な原因となるヒトパピローマウイルス、HPVの感染を予防する、HPVワクチンの女性へのキャッチアップ接種が昨年4月から再開され、厚生労働省では、男性についても定期接種化を検討しています。男性に接種する意義として、肛門がんや中咽頭がん、尖圭コンジローマなど、男性自身を守るとともに、将来のパートナーへの感染を防ぎます。接種済みの人が多いほど集団免疫効果生まれ、社会全体の感染率が下がります。日本では、無料接種を受けられる定期接種の対象は、原則小学校6年から高校1年の女子のみです。男性接種について、厚生労働省は2020年12月、9歳以上を対象として承認しましたが、あくまでも任意接種であり、必要となる3回分の接種費用総額は5、6万円ですが、全額自己負担です。男性接種の助成制度を創設する自治体は広がっており、先進自治体の公費助成では、小学6年から高校1年相当の男子を対象に、1回につき約1万8,000円を上限に助成しており、全3回の接種に使えます。副反応に対する以前のネガティブなイメージから、接種に踏み出せない人が多いため、不安を取り除く丁寧な説明を学校や地域で設けるなど、積極的に取り組んでいただくとともに、男性接種を進めることで、停滞する女性接種の追い風にもなるのではないかと考えます。WHOなどによると、世界的には、男性の3割が女性の子宮頸がんを引き起こすHPVに感染しており、ワクチンなどの対策が重要であると発表しています。本町でも、未来ある子どもたちの命を守るこの取組を、いち早く取り入れてはいかがでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。2点目です。メンタル面を重視した学校生活支援員の配置を。発達障がい幅広く知られるようになり、小中学校では、学校生活支援員が各クラスに適宜配置されています。児童生徒や保護者にとっては、集団生活の様々な不安から、見守り、支援してくれる心強い存在ですが、学年が上がるにつれてできることも増え、中学校生活に向けて自立を促すために、支援員が外れるケースも多いようです。その際、事前に三者面談で話し合いはするものの、実際には支援員が外されることに納得がいかないケースもあると聞いております。生活面ではおおむね落ちついていても、メンタル面が追いつかず、中1ギャップを過度に感じたり、思春期の複雑な感情や友人関係の悩みなど、親や先生

には相談しづらい不安を抱えていることが原因ではないかと推察します。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員など、児童生徒をケアしてくれる体制は、ほかにもありますが、日々の学校生活において困ったとき、すぐそばにいて相談できる支援員は、子どもたちにとって命綱です。担当ではない、発達障がいとは言い切れないグレーゾーンの子どもたちからも頼りにされることがあると聞きます。小学校高学年から中学校までを担当する学校生活支援員については、子ども本人の気持ちを最優先に考え、メンタル面を重視した配置をしてはどうでしょうか。教育長の御所見をお伺いいたします。以上2点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 高橋議員の御質問にお答えいたします。はじめに、男性へのHPVワクチン接種をとの御質問ですが、御指摘のとおり、WHOの発表を受け、厚生労働省においても昨年8月から検討が開始され、国内では、先進自治体数市町が男性への接種助成を実施しているようです。しかしながら、接種率については、高いところでも2%に届かず、十分な効果が得られているとは言えない状況です。以前にもお答えしたとおり、本町では、予防接種法に基づく定期予防接種に定められたものを中心に助成を行っており、副反応による健康被害のリスクも伴うことから、男性へのHPVワクチン助成については、国や近隣市町の動向を見ながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。次に、メンタル面を重視した学校生活支援員の配置についての御質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。メンタル面を重視した学校生活支援員の配置をとということでございますが、御承知のとおり、学校生活支援員は、障がいのある児童生徒の学校生活を支援するための職員で、子ども自身の成長を考えた時に、支援員がいなくても学校生活が過ごせるようになることが生活支援員の役割でございます。支援員の配置の可否は、障がいなど支援の必要な児童生徒のその特性や程度、保護者の意向等を踏まえ、町教育支援委員会で審議して決定することは、御承知のことと思います。高橋議員が聞いたとするケースが、どのようなケースなのかは分かりませんが、決定にあたりましては、先ほど申し上げたように、障がいなどに起因する心理的面を含め、子どもの実態と合理的配慮を踏まえ、子ども一人一人の望ましい学びの場について総合的に判断をしております。時には、その判断が保護者の意向に沿わない場合もありますが、その場合には、再度保護者と協議をしております。個別のケースについて、この場で議論することはできませんが、支援の必要な子どもが10人いれば10のケースがあり、一人一人について総合的に判断しなければ適切な支援は難しいと考えます。したがって、学校生活支援員の配置の手続の中では難しいというふうに考えております。そういうようなことで、御理解をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） まず、1点目の男性へのHPVワクチンの答弁ですけれども、有効性

はもう証明されており、WHOが推奨し、海外では接種が進んでいることから、いずれ日本国内でも接種が進んでいくと思われます。現在、女性へのキャッチアップの接種期間ですけれども、対象者と対象期間、本町の接種率、望ましい対象年齢等をお尋ねいたします。

○議長（三谷喜好） 岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子） 高橋議員さんの御質問にお答えさせていただきます。キャッチアップの件なんですけど、対象期間は令和4年度から令和6年度ということになってますので、令和7年3月末までということになっております。対象者っていうのが、これ人数が毎年上積みされていくところではあるんですが、令和4年度のデータでよろしいでしょうか。対象者の人数が751人、3回接種の完了者が189人ということで、令和4年度の本町のキャッチアップの接種率は25.2%ということになっております。以上で、御質問の回答させていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 本町の接種率が25.2%、私もネットで調べますと、本町の接種率は他市町に比べると少し高いようで、少し安心はしたんですけども、やはり副反応を心配してか、対象者や親もためらっていることが推察されます。対象者に郵送される接種券には、当然、接種や副反応に対する説明書が同封されていると思いますが、予防の考え方からすると、男女を問わずに、もっと早期からの性教育も含めてですが、教育が必要かと思われます。本町では、何か取り組んでおられますか。

○議長（三谷喜好） 岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子） 高橋議員さんの御質問にお答えいたします。まず、本町の子への接種の勧奨なんですけど、先ほどおっしゃっていただきましたように、接種券のほかに予診票なんですけど、以外に本町でお作りしました御案内、また、厚生労働省作成のパンフ2種、1種がHPVワクチンの概要版、また、今年度から接種が可能になりました9価ワクチンの案内、ワクチンの説明書、町内で受けることができます医療機関の一覧というのを同封してお送りさせていただいております。ですので、そのパンフレットの方にはもちろん効果の方も載ってますし、リスクの方も載っております。本町の方からHPVワクチンの効果、メリット・デメリットをお示しした上で、受けていただくように御案内をさせていただいているところです。また、2つ目に質問がございました性教育ですかね、というところの取組ということなんですけど、保険健康課の方といたしましては、学校、小中学校と保険健康課の方と、あと、医療技術大学で三者連携をいたしまして、毎年、思春期教室というのを小中学校の方で開催をさせていただいております。こちらの方は、町内の小中学校で毎年実施しているもんなんですけど、小学校5年生、中学校1年生、中学校3年生全員に、ベースとしては命の大切さというところではあるんですが、小学校5年生でしたら体つきの変化、初経とか精通のこととかに関しまして、また、中1、中3につきましては、それぞれの年齢に応じた文科省の学習指導要領に沿った内容で、こちらの方の授業をさせていただいております。講師は、毎年医療技術大学の教授の方をお願いをしております。ですので、中学校3年になりましたら性感染症等の説明も入ってくるということで、指導要領に応じて授業とな

りますので、指導要領に応じてさせていただいているというところでございます。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） ありがとうございます。低年齢からスマホを所有しており、あふれるほどの情報に囲まれている今の世代ですが、親世代や学校がタブーとする性教育も、誤った危険な情報ほど拡散されています。その中から、正しい知識を選び取っていく力を養うことこそが重要だと考えます。命を守る教育、すばらしいと思います。自分の命を守り、パートナーの命も守るHPVワクチンも、リスクや意義を正しく知ってこそ定着していくものではないでしょうか。命を守る教育ですが、児童生徒の実情に合わせた内容で、これからも展開していただきたいと思っております。できれば、一方的に話す講演会型ではなくて、男女混合のグループワークを取り入れていただいて、考えて、情報を共有するスタイルを提案いたしたいと思います。やはり、聞くだけでは心の中に残りません。やはり、男性・女性それぞれの特性を理解し、そうですね、いたわり合う心があれば、いろんな命に関する授業も心に響くのではないのでしょうか。予防の重要性は、根気強く繰り返し取り組まなければなりません。優先順位はあると思いますけれども、早期の取組を要望いたします。続いて、2点目のメンタル面を重視した学校生活指導員の配置をですが、このような問題はとても難しく、個々にケースが異なり、一概に論じることが困難であるのは承知しております。本町では、他市町に比べ支援員が多く配置されており、必要な予算も十分とられております。これは、とてもありがたいことだと思っております。子どもたちが新しい環境に慣れるまで、焦らず、不安を感じないように、決して不登校につながらないような支援を継続的にお願いいたします。この通告書を出した後だったのですが、先日のシルバー人材センターのフェスタに、麻生小学校の校長先生がおいでになっていらっしゃいました。来年度、麻生小学校がモデル校になり、コミュニティ・スクールが始まりますとおっしゃっていました。学校と地域住民が力を合わせて、学校の運営に取り組むことができ、地域に開かれた特色ある学校づくりができるというシステムです。学校生活支援員という児童生徒を見守り、助ける役割を、これから始まるコミュニティ・スクールの目的に当てはめると、地域のボランティアもその役割を担えるのではないかと考えました。担当課はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三谷喜好） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） ただいまの高橋議員さんの御質問に答弁をさせていただきます。まず、現在導入を進めておりますコミュニティ・スクールでございますが、令和5年度につきましては、麻生小学校含め全校の教職員、あと関係者の方で研修を行っております。6年度から麻生小学校が先行導入いたしまして、7年度に全校にコミュニティ・スクールを導入をしていきたいと考えております。そういった中で、高橋議員さんの御質問の、日々学校生活における困ったときなどの相談等についてもということの御質問だと思われませんが、地域のいろいろな特性を生かした授業をするのもコミュニティ・スクールの一つの目的ではありますが、学校の課題を、ともに地域、保護者、学校、あと学校運営協議会というのを組織しまして、その中で、どういった活動をしていくかということを今後決定していくことと

なります。そういった中で、学校と運営協議会、教育委員会も含め協議を行っていきまして、そういった体制についても検討をしていきたいと考えております。以上で、高橋議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 私は現在、宮内小学校で、放課後わくわくクラブという3年生の算数教室を、中学校では、昼休みの図書館運営や登下校の見守りのボランティアをしています。とべっ子支縁倶楽部という、当時中学校の校長であった田中弘先生が尽力されて立ち上げたボランティア団体としての活動です。校区ごとに分かれて、退職された先生や民生児童委員など、先生や児童生徒を支援したいという有志の方々が登録し、ともに活動しています。この活動の中の図書館運営の延長として、学校長と協議は必要だと思っておりますが、授業の妨げにならない昼休みや部活動などの時間に、校内での生徒の見守り活動を取り入れることは可能でしょうか。これは、コミュニティースクールも見据えてではありますけれども、まだ、全町には令和7年からですかね。ですので、今の活動から取り入れてみたいなど考えているのですが。近所のおじさん、おばさんの感覚で、生徒児童に挨拶や声かけ、話をしたりして、緩く見守ることで何かの一助になりたいと思っております。教育長いかがでしょうか。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。支縁倶楽部につきましては、議員さんも所属しておるということで、内容につきましては十分御理解いただいております。先ほど、コミュニティ・スクールのことについて、山本課長が答弁させていただきましたけれども、社会に開かれた教育課程の実現というものに向けて、学校と地域とが連携して学校運営をしていくというようなところでございます。そういうところで、将来的には支縁倶楽部というものがボランティアグループですよね、地域のボランティアグループが、このコミュニティ・スクールの中の活動として、位置付けるということはですね、十分考えられるというふうに私は思います。これは、やはり学校との協議というものが必要でございます。学校がどういうところで必要としているのか、どういうところで地域の人に関わってもらいたいのかということがはっきりしないといけませんので、その辺りにつきましては、学校長や、また今先行しております麻生小学校の準備委員会、このあたりで十分協議をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） ありがとうございます。ボランティア活動も時間が経つと当初の目的が薄れ、なかなか活動が鈍くなってまいります。支縁倶楽部の方も、少しどうかなあという活動が出てきたところでありまして、考え直す時期にちょうどコミュニティ・スクールが始まるということで、良い機会ではないかと捉えました。学校と協議して、お互いのニーズが合い、子どもたちのためになる活動を心がけてまいりたいと思います。活動の中で知り得た情報の扱いや守秘義務、抱え込まずに適切な支援につなぐ学校への報告等は、ルールをつく

る必要があるかと考えます。これから、町内の小学校にも導入されるコミュニティ・スクールを見据えて、地域に開かれた学校づくりのため、地域の子どもたちのために、とべっ子支縁倶楽部だけではなく、ほかのボランティアの方々、地域の方々とも連携しながら、より良いシステムを作ってまいりたいと思っております。これで、私の質問を終わらせていただきます。御清聴大変にありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 高橋久美議員の質問を終わります。12 番面岡利昌君。

○12 番（面岡利昌） 12 番面岡でございます。2 問質問をいたします。第 1 問。木質ペレットは、化石燃料に代わる環境に優しいクリーンな燃料として、二酸化炭素の排出削減や地球温暖化防止に寄与するため、有力な再生エネルギーであると考えます。関係省庁では、利用推進に向けた補助を実施しており、森林整備で出る間伐材など未利用材を原料とする木質ペレットを製造し、発電や熱利用することなどでエネルギーの地産地消が図られます。本町においても、現在操業を休止している美化センター工場棟を活用した取組やエネルギー利用など、前向きに検討をする考えはないか町長の御所見をお伺いいたします。第 2 問、スマート農業の導入は。本町のような中山間地域においては、傾斜地に狭小、狭い農地ですね、が多いことから、規模拡大による生産性の向上は困難な状況にあります。担い手の減少や高齢化が深刻化する中で、農業の省力化や効率化が課題となっており、デジタル技術を活用したスマートな農業の展開に期待が高まっております。持続可能な農業を目指して、関心のある農業者や団体、学識経験者が集まって、スマート農業の導入に向けた話合いの場を設けるお考えはないか、町長の御所見をお伺いをいたします。以上 2 問、よろしくお願いします。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 面岡議員の御質問にお答えします。はじめに、木質ペレットの利用促進をとの御質問ですが、本町の木材利用の動向としては、平成 30 年から間伐に伴う未利用材が年間約 400 t 出荷されており、チップ材に加工後、松山市内のバイオマス発電の燃料として供給されております。このことから、本町の林業事業体や森林組合は、再生可能エネルギーの推進に十分貢献しているものと考えております。木質ペレットにつきましても、再生可能エネルギーを実現する手段の一つとなりますが、現在、本町の未利用材は、全てバイオマス発電に流通しており、余剰の木材は見込めません。よって、現時点では、美化センターの活用を含め、検討の段階には至りませんが、今後の動向を見据えながら情報収集や研究を行ってまいります。次に、スマート農業の導入はについての御質問ですが、本町では既に、自動かん水設備やビニールハウスの自動巻き上げ機の導入実績があり、令和 2 年度から、導入経費に対し補助金を交付しております。これらは、本町のような柑橘類を主体とした中山間地域に適合し、農家の要望にも合致したスマート農業だと思っております。その他の新技術については、県の果樹研究センターをはじめ民間機関でも研究開発が行われております。本町といたしましては、関係機関と連携し、活用できるスマート農業の調査研究から進めながら、農業に適合し有効と判断できる技術が見込める段階で、議員御指摘の話合いの場へとつなげてまいりたいと考えております。以上で、面岡議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 12 番面岡議員。

○12 番（西岡利昌） 今は十分森林組合で、そういう処理とかいろいろ全てがいて、かなり貢献をしておるんだということでございますけれどもですね、まだまだ山間部の方へ行きますと、折れた森林がたくさんあってですね、なかなかそう十分に整備をしておるというふうには感じられません。それとですね、もしそういうことができればですね、解体した家屋の木材を使うとか、そういうことにも道は開けていくのではないかと。前は、そもそもごみをですね、燃料にするということで、ちょっと無理があったんではないかと。考え方はよいんですけど、今度は木材ですから。これはもう前向きに絶対に、今、COP29、ドバイで行われておりますように、温暖化には非常に力が世界的に入っておりますから、これはもうそういう流れに、日本そして砥部町も当然乗ってもらわな、もう悠長な、まあいいだろうということではもう間に合わない、そういうふうに私は考えますが、副町長のお考えをもう1回聞かせください。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 西岡議員の御質問にお答えします。まずはじめに、山を見渡すと、木材が切捨て間伐で堆積しておるというようなことでございますが、こちらにつきまして、林家さんの方が自主的にそういう木材を搬出をして、そういうチップにしていくということが考えられると思いますが、行政といたしまして、切捨てられた木材を搬出するということは、困難であると考えております。また、家屋等々の廃材でございますが、民間業者さんが家屋を解体する場合は、産業廃棄物としての処理が適正な処理と思っております。個人が取り壊す場合は、一般廃棄物としての処理ができようかと思いますが、そのあたりの家の持ち主さんの御理解が非常に必要ではないかなというふうに考えております。最初の答弁でも申し上げましたとおり、林業事業体が木材を搬出する未利用材につきましては、全てチップに加工後、バイオマス発電に持って行っておりますので、それらの有効活用は十分にできていると考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 西岡議員。

○12 番（西岡利昌） 燃料ですね、そういう廃材は、そういう有効活用をしている。発電でしよう多分ね。それはあれですね、もし、燃料としてペレットが売れるようになればですね、そこと競争してまた買うというか、そういうこともできる可能性もゼロではないと思います。だから、そういうことを積極的にやっぱりやっていると。もういろいろな補助とかね、いろんな問題、確かによろしいんですけど、やはり稼ぐというか経済をするために、やっぱり担っていくというようなことも、もうこれからは考えていかなければですね。ただやっぱり国からの交付金とか、そういうだけを考えてことではいけないんじゃないかなと。一歩前へ進んでですね、やっぱり自分の町でもできることはちゃんとやれるよというそういう考えにも転換していかなければ。今後御承知のように、かなり国の借金もたまっておりますから、あんまりそういう部分にもウェイトを置きながらですね。次、自分の自治体で、市町村でもそういうことをやっていく、そういうお考えについてはどう思われますか、お考えをお聞かせください。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 面岡議員さんの御質問にお答えします。確かに、補助金・助成金・交付金等に依存する自治体運営ではいけないというふうに思っておりまして、以前から取り組んでおります自主財源の確保ということで、ふるさと納税。その中で新たな返礼品の確保、それと、職員のアイデアを持って、今1億円余りのふるさと納税でございますが、財源の確保。それと、先ほど来のエネルギーの関係でございますが、やはり太陽光発電の助成も行っておりますし、そういった形で電気の自給率を上げていく。それと、次のスマート農業にもあるんですが、やはり食料自給率、面岡議員が以前から申しております食料自給率の確保につきましては、やはり町民2万人の人口を維持するための農業が必要ではないかというふうにも考えておりますので、そういった農業政策あるいはエネルギー政策につきまして、今後取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12番（面岡利昌） それでは、スマート農業という、県に頼って、そういう指導によってやっていくんだというんですけど、砥部町独自でですね、スマート農業、今紅まどんなにはかなり力が入っておるようですね、それ一つに満足することではいけないと。そういうことで、農業は大切なことですから、いろいろな分野でどんどん進めていくことがいいんじゃないかなと。そういう意味でですね、砥部町独自で、そういうことを考えられとることをちょっと農林課長さんにお伺いをしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（三谷喜好） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 面岡議員の御質問にお答えします。先ほどの答弁で、まず申し上げた内容というのは、スマート農業というのは、そもそも研究開発については市町村に研究機関ございませんから、研究する主体というのは、民間機関や県の果樹研究センターのような高度な専門的な知識を持つ方がいらっしゃると思います。本町でも、例えばスマート農業の研究センターを立ち上げるという話はございませんから、その上で、本町が独自にといいますか、本町の農業にとって1番有効な手段として導入しているのが、答弁の中で答えたように、自動巻き上げ機だったり自動かん水機です。これらは、例年農家さんからの要望もかなり一定数ございますので、砥部町に1番マッチしたスマート農業機器だと思っております。以上です。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12番（面岡利昌） やはり、その地域にやっぱり適したこともあろうかと思います。しかしながら、ノウハウ、技術といいますか、そういうものがないと。だから、そういうところからですね、来ていただいて、地元の有志とか農協さんとかそういう人で、そういう知識と融合をさせて、何かこう、本町自体で前向きに進んでいこうというような考えは全くありませんか。もうそういうことに頼るということだけですか。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 面岡議員さんの御質問にお答えします。先ほど、農林課長がお答えしたとおり、県の果樹研究センターからの情報提供はもちろんいただきながら、農協、JAさんの果樹部会であったり、青年農業者会議であったり、認定農業者の会議であったりする

ところで、そういった情報があればこういった商品がありますということで、うちの補助制度に乗つけれるものがあれば、皆さんの御意見を聞きながら、スマート農業に当てはまるような資材・設備・機械を導入するということは十分検討できようかと思しますので、そういう情報提供の機会っていうのは確保してまいりたいと考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12 番（面岡利昌） いろいろとそういうことは前向きにというような、そういうお話が、というふうに聞いておりますけど、受け止めておりますけれどもですね、今の時代の流れというか、進歩というのは、非常にスピードが速いんですよ。あまり悠長にですね、そこら辺で進んで、よその具合とか、そういうものを見てやるということでは、もう一歩二歩遅れてしまいますから、もう一歩二歩進んだ先のことをしよって、ちょうどよろしいんじゃないかなと。そういう意味ではですね、もうちょっとその、そういうことにも関心を持たれて、積極的に進んでいくよという、そういうスタンスはありませんか。

○議長（三谷喜好） 誰に答弁を求めますか。

○12 番（面岡利昌） もうそれは答えれる課でよろしいです。積極的に進めていく考えはありませんかということです。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 面岡議員さんの御質問にお答えします。今議員御提案の情報収集に積極的に努めまして、できる限りの情報提供を、農業者、農業団体にお伝えしていったらと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12 番（面岡利昌） とにかくですね、今時代のスピードがすごい早いですから、何事も、もう真剣に乗り遅れないように、前向きに取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（三谷喜好） 面岡議員の質問を終わります。ここで、昼食のため休憩をいたします。再開は1時10分の予定です。

午前 11 時 19 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（三谷喜好） 再開をいたします。一般質問を続けます。2 番日野恵司議員。

○2 番（日野恵司） 2 番日野恵司でございます。本日は、砥部町の防災マップの中に載ってる2つについて、御質問をさせていただいたかと思います。まず1 問目でございます。マイ・タイムラインの普及啓発はということでございます。日本列島は、地形・地質・気象の

面で厳しい条件下にあります。国土の約7割を山地・丘陵地が占めており、世界の主要河川に比べますと、標高の高い上流から河口までの距離が短く、急勾配であるがために、降った雨は山から海へと一気に流下をいたします。このような条件下で、梅雨や台風による大雨が降ることによりまして、洪水や土砂災害が頻繁に発生しているわけでございます。いつ起きるか分からない南海トラフ地震や風水害に備え、自分自身や家族がとるべき行動を事前にシミュレーションをしておくことは、いざというときに命を守ることにつながるわけでございます。そのためには、一人一人のマイ・タイムライン、防災行動計画の作成が有効かと思われませんが、本町における普及啓発はどのようにされているのか、町長の御所見をお伺いしたいと思います。2点目でございます。AEDの適正配置と利用をということでございます。日本では航空機への設置等をきっかけに、2004年7月に非医療従事者によるAEDの使用が初めて認可をされております。その後、駅や空港、学校、官公庁など公共施設への設置が進みまして、人口当たりのAED設置台数では、他国と比較しても引けを取らない水準になっております。これまでに多くの方がAEDによる命を救われ、社会復帰を果たされていますけれども、一般の人が目撃した突然の心停止のうち、AEDを使って電気ショックが実施されたのは、まだまだ少ないのが現状でございます。一般の人によるAED使用が少ない背景には、現場付近に設置されていたものの使用に至らなかったケースや、そもそも、未設置であったケースの2つに大きく分かれると思われれます。これまで、AEDの普及については、絶対数を増やすことを重点に置かれてきましたけれども、今後は、より戦略的・効果的な配備と管理、一刻を争う場面で使用をためらわない教育を進めていく必要があると思われれますが、本町におけるAEDの適正配置と利用について、町長の御所見をお伺いしたいと思います。以上2問、よろしくお願いをいたします。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 日野議員の御質問にお答えします。はじめに、マイ・タイムラインの普及啓発はとの御質問ですが、議員御指摘のとおり、住んでいる場所や家族の状況を踏まえ、災害時に取るべき行動を、あらかじめ時系列に整理するマイ・タイムラインを作成することは、災害時の迅速な判断をサポートするだけでなく、防災意識を高める効果も期待できます。自宅周辺の防災リスクと災害時の行動を事前に把握することで、被害を軽減できることから、昨年改訂した町総合防災マップにもマイ・タイムライン記入シートを掲載し、作成推進に努めているところでございます。町のホームページでも掲載しておりますが、今後、町総合防災訓練、区長会など様々な機会を通じて普及啓発を行うとともに、地域や自主防災組織の要請による出前講座においてもその有効性を訴えていくことで、更なる自助の推進を図ってまいります。次に、AEDの適正配置と利用をについての御質問ですが、本町では、国のガイドラインにより設置が推奨される庁舎、学校をはじめ公共施設38か所にAEDを設置し、消耗品の定期的な交換、耐用年数に応じた更新により適切な管理に努めているほか、全職員に対し、3年に1回AEDを活用した救命講習を行うことで、適切な使用方法の習得を図っているところでございます。民間においても、福祉施設や大型店舗などに設置され、その設置場所は様々なサイトで公開されており、約50か所が確認できました。心肺停止の発生頻度が高い場所や不

特定多数が集まる場所、また、スポーツなどリスクの高い行動が行われる場所など、AEDの設置が推奨される施設への配置は進んでいるものと思われますが、議員御指摘のとおり、今後は、目につきやすい場所への配置や、AEDを含む心肺蘇生法の普及が重要であろうと考えております。公共施設のAEDについては、今一度、配置場所が適正か見直すとともに、砥部消防署とも連携し、防災訓練や出前講座のほか、住民の方や企業向けの救命講習を進めていくことで、AEDの適正な配置と利用推進を図ってまいりたいと思います。以上で、日野議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。今も、副町長の方から御答弁がありましたように、1番最初のマイ・タイムラインにつきましては、重要性については、当然ながら認識されているということでございますけども、今、副町長の答弁の中にもありましたように、この防災マップというのがですね、新しくできておりまして、これの4ページに書き方といいますか、これがどういうふうに作ったらいいですよということがですね、載っております。これもなかなか、ちょっとこう言ったら悪いですけど、大ざっぱ過ぎてですね、なかなか細かいところは、正直言ってこれを見てはなかなか書けないなというのが思いますし、1番裏の面にですね、こういうシートがちゃんと載っておりますので、これをコピーして使っていただければできるんだろうなというふうな気はします。ですけどですね、こういうふうにしとるにもかかわらず、このマイ・タイムラインの認知度というのは非常に低いんですね。2020年3月ですね調査、日本トレンドリサーチというところが、タイムラインの知っていますかという質問に対してですね、答えが8.4%しか知らないと。まして、タイムラインについてシートを作ったことありますかということに対しては、もう1.6%、もうほとんど作ったことないと、あるいは知らないというのが普通なんですね。おそらく砥部町もですね、こういう形で防災マップの中に記載方法、あるいはシートっていうのはありますけれども、これを果たしてですね、知ってる人がおるのかどうかというのは非常に疑問になる。もうとにかくいいものに間違いないので、これをやっぱり周知することが非常に大事だということなんです。周知するために。これはもともとできておるんですけども、このできたいきさつというのもですね、これも当然ながらあるわけございまして、平成27年の9月、関東・東北豪雨災害、鬼怒川の堤防が決壊したときでございますけれども、このときですね、茨城県の常総市、およそ3分の1の面積に当たるところが浸水をしたと。そこで、自衛隊、消防、警察、海上保安庁、こころが全部合わせてですね、4,300名を救助したと。このことからですね、こういう重要性、もう少し早く避難をしておれば、この4,300名もの人を救助しなくてもですね、事前に避難する場所に行けたんじゃないかというふうなことがあります。事前に自分の行動についてはですね、ちゃんとやりましょうよということで始まったのがこのマイ・タイムラインシートなんですね。ですから、そういう意味合いも十分住民の方には周知していただくというのは、非常に大事じゃないかなというふうには思っております。そこで、まずですね、この広めていくにはもちろん人的な労力が要りますので、これをどうするかということでございますが、こういう形でただ載っけるだけではなかなか

広まらない。先ほど、副町長も答弁ありましたように、例えば区長会とかですね、あるいは自治会、こういうところでやっぱり広めていくのが早いだろう、広めていくためにはリーダーが要りますよということになります。そこで、地域住民の中にですね、タイムラインリーダーというのをつくられて、その方はもちろん消防署であり、あるいは役場の職員でもいいわけですが、このタイムラインの例えば動画を作っていて、記入するような動画を作っていて、それをもとに、地域の方にまずそういうリーダー役になってもらう人に講習を始める。その方々が帰って、地区に帰ってですね、区の方でまたやっていて、最終的にこれが、どこが1番使わないかんかということになりますと、家庭なんですね。家族が前もってどういう形でですね、今台風が来よるから、あと何時間後には暴風圏に入るよというふうな形で、もう時系列ごとにこれをちゃんとこう書いていくというのが非常に大事なことで、これを作るために、こういうタイムラインリーダーというのを養成してはどうかというふうに私は思っております。その中で、そういう人たちが、だんだんだんだんその家庭の方にですね、つなげていくといいますか、そうすることによって、町全体でですね、このタイムラインの中身の問題とか、あるいは少なくとも作り方とか、そういうものが少しずつ増えてくるんだらうなというふうな気がしますが、この職員でも消防署員でもいいですけども、タイムラインのリーダーの養成についてはですね、町の方としてどういうふうに考えておられるのか、その点お聞きしたらと思います。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 日野議員さんの御質問にお答えいたします。まず、タイムラインリーダーをとということでございますが、国土交通省が出しております手引がございまして、その中に、令和5年7月でしたが、マイ・タイムライン活用展開事例というのがございました。その中で、近隣市町の松山市で、2か所・2団体が登録をされておりました。私もその事例を読ませていただいたんですが、まずは、そのリーダーというのが自主防災組織の方、その中でも防災士の資格を取られてる方を中心として、そのマイ・タイムラインの作成の仕方を履修されたということでございました。そこから、あとワークショップを開いていただいて、その中で、地域・地域でそれぞれ条件が違いますので、そちらの方で、マイ・タイムラインの作成のワークショップを開いていったというようなことで、その中には、やはり中学生の学生も参加しておったということが書かれておりました。そんなところを見させていただくと、やはり防災士を中心とした自主防災組織、それぞれの地域の条件によって、そういう取組をしていくのがいいんじゃないかなというふうに、この事例集を見せていただいていたと思います。ですから、そういったリーダーというよりは、防災士を中心とした自主防災組織でそういう取組、まずはやってみたらどうかということを今考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 2番日野議員。

○2番（日野恵司） 自主防災組織の方で、まずはやっていきたいというふうなことでございますが、1番最初としてはですね、そういう形でもいいんですけど、目指すところは、やっぱり全家庭にですね、そういう形でマイ・タイムラインを作ってもらおうというのが最終の

目的だろうと思いますので、その辺りも全部含めてですね、段階を追ってやっていただきたいというふうには思っております。今、副町長が言われた松山市の事例ですね、小学校、中学校とかですね、あるいは松山東高校の例が載っておりましたですけども、こういうところで、中学校あるいは小学校でもそうですけども、防災意識を高めていくということは非常に大事なことだろうというふうに思います。そこでですね、次に、それに同じような内容になるかもしれませんが、質問させていただこうと思っておったのがですね、教育長にお伺いしますが、学校で、そういう防災のですね、意識を高めるために、マイ・タイムラインの作成を、小学校の高学年、6年ぐらいになるかと思いますが、それから中学生、こういったものをですね、作ることも一つ、そういう防災意識を高める上ではつながるんじゃないかなと思うので、そういう学校関係で作成するというところについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（三谷喜好） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 日野議員さんの御質問にお答えをいたします。各小学校・中学校の方で、防災教育の方、実施はしておりますけれども、このマイ・タイムラインの取組については、実施されてないのが現状でございます。やっぱちょっと小学生にとってはですね、難しいのかなっていうようなところの現場の方ではあるようなんですけれども、この部分については、中学生等もですね、やっぱもう積極的に取組等は進めて行く、行っても良いのかというふうにも考えておりますので、また学校の方とも、また防災担当課の方ともですね、協力をしながら、取組の方については検討して実施をしていければと考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） ぜひ中学校の方とも相談していただいて、前向きにですね、タイムラインの作成については、検討していただいたらというふうに思っております。最後になんですが、これはもう私の方からお願いでございます。実は、理事者の方あるいは町の職員の方、この方々にお願いをしたいということでございますが、家族のために、行政職員等についてはですね、ぜひこのタイムラインの作成をしていただきたい。といいますのはですね、有事の際、有事の際に真っ先にですね、やっぱり考えるのは家族の安全だと、まあ当然ながらそうだと思うんですが、しかしながら、町職員はですね、あるいは消防団員、あるいは学校の教員とか医療従事者、介護職員、こういったところがですね、災害の方に対して早急に行かなければならんということになりますと、取り残されてるのはその家族でございます。したがってですね、その家族をやっぱ心配するのであれば、前もってその職員の方でもですね、当然そういう形で、別のところで職務に励まれるわけでございますので、当然その感謝はせないかんですが、自分の家族もやっぱおるわけでございますので、その家族のことを心配してですね、前もって家族でこういうことになったときにはこうしようねというふうな形のものを作っていただくのが、1番最善かなというふうなことを思っておりますので、ぜひマイ・タイムラインについては、職員の方は作ってほしいというのがお願いでございます。以上で、1問目の質問を終わります。2問目のAEDの問題でございます。AEDも

ですね、今砥部町の方には38か所と副町長言われましたけど、ちょっと調べたら39か所じゃないかと思うんですけど。あれなんですけど、民間のところもですね、結構配備されておりまして、合計で75前後ぐらいの数がですね、あるのかなというふうには思います。町の方の公共施設については、もう全て入ってるというふうな状況でございますが、ちなみに、日本全国でも60万台の今AEDが設置を普及されております。そのうち、使用した率ですね、使用率、これはわずか4.7%でございます。まあ、使わんのに越したことはないわけですね、もうそのまま放置してですね、何も使う必要がないですよというのが1番ベストなんですけど、本当にもう使えなかったというふうな場合なのか、使わんでよかったのか、実質数値的には4.7%しか使われてないと。だから60万台あってですね、なんぼですかね、3万弱台ぐらいしかもう使われてないですよということでございます。しかしながら、年間に突然死される方、こんな縁起でもない話してもいかなんですけど、7万5,000人いらっしゃいます。そのうちの心肺停止からですね、平均の生存率、もう10%前後でございます。欧米は60から70%、何でこれだけ、日本では10%ぐらい、欧米では60から70ぐらいの非常に高い水準にあるわけですね。日本の生存率が低い要因としては、まず1番目は初動対応の遅れと、これが1番でございます。2番目にAED実施率の低さ、まあ使っていないわけですからいかないですね。それから、3番目としては救急需要の増加。言っちゃ悪いですけど、救急車呼ぶほどのこともないのに電話して救急車いない、肝心なときにですね救急車がいなというようなことの、こういうふうなその救急需要の増加が挙げられると。この3つが1番大きな理由だということでございます。そこで質問なんですけど、本町の場合も39か所ぐらいのAEDを設置しておりますけど、この数年で構いませんけど、何回ぐらいこれ使ったかどうかですね、お分かりいただけるんだったら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 日野議員さんの御質問にお答えをいたします。利用実績でございますが、AEDを装着をしたんですけれども、結果的にはショック不要という判断になった事例が1例ございますが、それ以外で、町の施設に設置しているもので使用状況というのはここ数年はございません。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） 1例ということ、それもAEDのあれではなかったということで、AEDもこの頃優秀ですから、心肺といいますか、そういうショックをしなくてもいい場合は機械も動きませんので、だからそういう形で動かなかったということだと思います。突然死をですね、起こす患者像、これはもう言うまでもないですが50から70ぐらいまでの男性が多いということでございます。それと、心肺停止の発生場所、これはもう圧倒的に多いのが自宅でございます。75%は自宅。2番目に多いのが公共の屋外、何かスポーツしよってグラウンドなんかが多い、これが11%。医療施設が9%。それから公共の屋内と、これ4%。だから、もう圧倒的に多いのはですね、自宅が多いということですね。したがって、この自宅が多いから判断しますと、もう一家に1台あってもいいのになんていうようなことにはなるん

ですけど、なかなかそういうわけにはですね、いかない。もう 20 万以上ぐらいするその金額をですね、今恐らく 8 年位の償却ですかね、だからそういうところにですね費用するのなかなかできんなど。そういうことになりますと、本来の 1 番最初の中身に入ってくるわけですけども、設置場所というのは非常にですね、肝心な要素になってくると。心停止してからですね、倒れて 3 分以内に、例えば A E D を使用した場合には 75% の生存率があると。5 分経過すると 25% ぐらいまで下がると。8 分経過すると、もう本当に低い、数値じゃなしに低いということですね。それから 10 分経つと難しい。ですから、倒れて 10 分の間にですね、10 分経ったらもう難しいわけですから、勝負は 5 分以内。5 分以内に A E D を当てないと。その人はまず助かる見込みはないですよという形になってくるんですが、私もそういう場に遭遇したわけじゃございませんので、例えば私が道歩きよって、前で心肺停止の人が倒れましたよといったときにですね、それから、すぐ救急車に、まずその人は電話する。もうこの人の対応次第なんですね。この人がもうこの人の命を預かるみたいなところがあるわけです。初動対応の遅れというのはそういうことなんですね。この人が何もしなかって、例えば電話かけてですね、救急車呼びますよと。救急車も 2017 年の総務省のレポートでは 8.6 分かかると、現場に到着するまで。8.6 分いうたらですね、ほぼもう危ない時期なんですね、来たところで。そうなりますと、それまでの期間、例えば私がそういうところに遭遇すれば、私が心肺蘇生ができるかどうかと、ここにかかっているんです、この人の命は。そういうふうなですね、心肺蘇生ができるかどうかというふうな人が果たしておるかどうかと、なかなか難しい。訓練ではですね、人形を使ってやりますけども、実際に人の体を上からですね、胸骨圧迫なんかでもそうですけども、大体単三電池 1 本分ぐらいの高さを押さえないかんということですから。5 センチですよ。5 センチ上からぐっと押さえないと蘇生はできない。ほたら、もう肋骨折れますよ、まず。折れてもやらないかん、もう折れるん当然ですよ。だから、そういう例えば勇気があるかどうかと、この人に、通りかかった人にですね。それが 1 番の重要だということが言われてますね。ですから、そういう人をですね、いわゆるもう多くつくることしかないわけですね。そういう理解を持ってる人をつくるしかない。そういう、あるいは A E D の使用とか、あるいは心肺蘇生、あるいは応急手当、こういうのは、先ほど副町長のお話の答弁の中にもありました、普通救命士資格というのがあるんですね、これはもう各消防署の方で、恐らく 3 時間ぐらいの講習で資格が取れるというやつがあります。これを町職員の方もやられとるんだと思うんですけど、そういう人をですね、講習会にいわゆる来ていただくと、地域の人でも含めてですね。もう、これもさっきのタイムラインと一緒に、もうリーダーみたいななんつくってですね、どうぞ来てくださいというふうなことにしない限り、なかなか自ら率先してやろうというのはなかなかないわけでございまして、町の方で再度お聞きしますけれども、そういう普通救命士の資格をお持ちの方というのは何人ぐらいいらっしゃるか、人数つかんでおったらお願いしたらと思うんですが。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 日野議員さんの御質問にお答えいたします。この救命講習を受けた方の人数というのは、今現在データとして持ち合わせておりませんので、御質問の方

にお答えはできませんが、先ほど申し上げましたとおり、役場の方で全職員を対象に、3年に1回は受講をしていただく、また、学校等では教職員向けに、毎年そういうような講習を行っております。消防署の方のデータでございますが、学校で、先ほど行っている、また、地域の方でも3地区に出向いて講習を行っておりますし、企業の方にも、これ4年度のデータでございますが、11か所、企業等に、地域内の町内の企業等で講習を行っているということです。それらの方が、今現在救命士の受講をされたということで、ちょっと人数の方は今持ち合わせておりませんので申し訳ございませんが、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。人数は分からないけども、町職員の方は3年に1回はきちっとやってるということですから、それもさっきのタイムラインも一緒ですけど、出前講座をしてですね、両方抱き合わせでタイムラインとこちらの方とですね、そういう形でもうどんどんどんどんその輪を広げるしか方法としてないと。先ほど、もう何回も言いますが、初動、その場面における人のもう対応次第で、この人の命は左右されるということをも十分理解していただけたらと思います。そのためには、そういうまず救急車が来るまでにAEDがあれば、すぐはたにあればいいですけど、そんなにうまくあるわけないので、もしある場所で倒れてれば、もう早急にそれをとってってもら。あるいは人数を呼んでいて、この人はお宅これやってください、お宅これやってくださいとかいうふうな、その準備をまずせないかんとは思いますが、ぜひ輪を広げていっていただくようお願いいたします。それから、先ほどの話の中でも、ガイドラインとしては、国のガイドラインを一応やってるということでございますけれども、24時間、これはもういつどこで、先ほど言いましたように自宅で倒れるのが1番多いわけで、そうなりますと、なかなかこの公共施設39か所ある、あるいは企業にも置いてますよということでございますけれども、もう時間が夜中になるとか、朝方になるかって、もう時間が迫ってるところでなかなかですね、これはAEDが手に入ることは難しい。前回の委員会の中で、私この内容の、確かAEDの入札があったときの話だと思うんですけど、民間の方はこの公共施設で使えるんですかという質問したときに、町長の方が、ガラス割ってでも入ってくれと、それはもう全然構わないのでというふうなお話をいただきましたけども、なかなかですね、このガラス割るいうのも大変でございます。麻生小学校のAEDのある場所いったら、体育館の南側の玄関口にあるんですね。こんな分厚いガラスなんです。もう本当にハンマーでも持って最初からそれを準備しとかなないと、なかなか割れないというふうなこともあります。それで、一つ提案でございますけれども、コンビニというのはもう24時間開いております。ある市なんかでも、都会の方だと思いますが、受付にAEDを設置してるというふうなところの市町もあるようでございますので、こういうふうにコンビニに置いてはどうかと。ただ、コンビニの場合には、そのオーナーさんとのお話し合いで置かしてもらおうかどうかということは決まるだろうと思うんですけど、そういう24時間開いてるところだと行きやすいのかなというふうな感じもありますし、そういうことについて、そういう別の場所に町の方として置こうという考えはござ

いませんか。どうですか。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの日野議員さんの御質問にお答えをいたします。公共施設以外の民間で、例えば24時間営業をしているコンビニ等への設置をしてみてもどうかということですが、まず状況としましては、コンビニエンスストア、町内には8か所程度あるかと思いますが、私どもの把握しているところでは、AEDを設置しているところは1か所もないように把握をしております。日野議員さん御指摘のとおり、このAEDを設置することによりまして、救命率の向上や町民の安心感に大変つながる効果も期待できるものと思っております。私どもも、こういった場所にAEDを設置を促進していくということは大変重要なことではないかと考えておりますので、今後24時間営業しておりますコンビニとか、例えばガソリンスタンドであるとか、そういった場所に設置の働きかけをしてまいりたいと考えております。しかしながら、やはり先ほど日野議員さんの方でお話もございましたが、民間事業者への設置となりますと、費用負担や管理責任の在り方等についての課題もございますので、先進事例等を調査研究いたしまして、今後そのような設置に向けたことを学んでいきたいと思っております。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。ぜひ、そのような方向でお願いしたらと思います。最後でございます。このAED、私もスポーツ関係のことをしておりますので、常々このAEDはよく理解してるつもりではございますが、先日、運動公園にちょっと用事がありまして、行ってましたら、受付の方とお話しとったら、その後ろにAEDが3つほど置いとりました。これどうするんですかという話をしたときに、事務所には確かにありますと。事務所にはAEDあるけども、下の球技場、下のサッカーなんかできる球技場があるんですけど、そこにはありませんと。だから貸出しをしますと、これを。だから、大会なんかあったときにですね、申請するときのお金を払う、そのときに一緒にAED一緒に要りますか、要りませんかというふうな言って、AED要りますと言ったら、その大会本部のもう机の上に置いといてもらおうと。それで、あったときに、もうすぐ対応できると。これは、先ほど言ったその3分以内に対応できるわけですね、そこにあれば。その場所にあればですね。したがって、先ほどの24時間の営業等含めてなんですが、この貸出用のAEDというのもですね、あれば非常に助かるんじゃないかなろうかと。いわゆる各地域で夏祭りやりますと。いわゆる今の公共施設に置いとる理由の1番大きなのは、人がようけ集まるからということで置いとるわけですね。だったら、そういう地域で、例えば秋祭りやりますとか、夏祭りやるからと、何かこう催物で100人200人集まりますよと。こういうときに、例えば地域の方々、区長さんがちょっとほんなら1台役場に貸出用のやつがあるから、それを借りて持って行って、これを本部においとこかと。何かあったときも、それすぐ対応できるというふうなこともできるんじゃないかなろうかと思っておりますので、そういうこともぜひ一つ考えていただいて、答弁は要りませんので、ぜひコンビニなんかの検討するとき一緒にですね、貸出用のAEDについても、ぜひ検討していただきたいというふうにお願いをいたしまして、本日私の2問

の質問については終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 日野議員の質問を終わります。9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 9番佐々木隆雄でございます。今回は、3点質問を準備いたしました。まず1点目は、自衛隊への個人情報の提供について、中止をしてはどうかという提案でございます。自衛隊への個人情報提供について、先日の決算特別委員会で質問したところ、自衛隊からの依頼に応じて、対象となる住民の個人情報を提供しているとの答弁がございました。住民基本台帳法でも、自衛隊ができるのは、閲覧請求だけというふうにされております。自衛官募集のために、若者の個人情報を自衛隊に提供した自治体は、全国の6割超に当たる1,068に上っていますが、プライバシーの侵害や個人情報保護の観点から反対する声もあり、全ての自治体が情報提供をしているというわけではありません。こういった状況を踏まえ、砥部町として情報提供を中止するお考えはないか、町長の御所見をお伺いいたします。2点目は、砥部焼まつりの販売方法に対して、検討してはどうでしょうかという提案でございます。毎年、春と秋に開催される砥部焼まつりは、本町を代表するイベントとして定着しており、先月の秋のまつりも、昨年を上回る来場者でにぎわいました。先ほどの副町長の報告にもあったとおりでございます。私自身も各テントでずっと回っておりましたら、作り手の思いに触れながら、さっき言いました、回りましたが、窯元の方と話してる中で、直接お客さんとお話ができて、商品づくりの参考にもなる、ぜひこういった対応で取り組めればいいなという声がありました。その方は、春の、来年の春の話ですが、同じようなテント販売がいいんだがなあというふうな声をお聞きしました。現行通りを望む声もあろうかと思いますが、関係者の意見聴取などを行い、今後の取組方について検討してはいかがでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。3点目は、来年度も、引き続いて学校給食の無償化をしてはどうかということでございます。昨年度の3学期に続き、今年度は2学期・3学期の給食費無償化を実施していただきまして、保護者からは大変感謝されております。財源として、新型コロナ対応の地方創生臨時交付金を活用した実施ではありましたが、今、予算の編成中でございますが、来年度は、国の方向性にかかわらず、町独自で実施してはいかがでしょうか。教育長の御所見をお伺いいたします。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えいたします。はじめに、自衛隊への個人情報提供は中止をとの御質問ですが、令和元年第2回定例会でも答弁したとおり、自衛隊への情報提供は、自衛隊法で定められている国からの法定受託事務であり、自衛隊法施行令に基づく申請を受け、紙媒体で行っております。自衛隊愛媛地方協力本部からも、少子化で対象人口が減少している中、優秀な人材を安定的に確保するため、改めて情報提供についての協力依頼がございました。町といたしましても、国防・災害・救助といった国民の生命と財産を守る重要な任務を担う人材の確保は重要であると考えており、引き続き、関係法令にのっとり提供してまいりたいと考えておりますので、御理解いただけたらと思います。次に、砥部焼まつりの販売方法検討をとの御質問ですが、一部の窯元から、春もテントでの対面販売をしたいとの御意見は町の方にもございました。令和元年に、全窯元を対象としたアンケートを実施いた

しました。その結果、7割以上の窯元が集合レジでの販売を希望したことから、現在も継続しております。砥部焼は2027年に磁器創業250年を迎えますが、コロナ禍や物価高騰などを受け、業界を取り巻く環境も変化しております。4年後の大きな節目に向け、各実行委員会において販売方法を含めた砥部焼まつりの在り方を検討してまいりますので、引き続き、御理解、御支援を賜りますようお願いいたします。最後に、来年度も学校給食の無償化をについての御質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをさせていただきます。来年度も学校給食費の無償化をということでございますが、給食材料費は保護者に負担していただくことになっており、物価の高騰によりまして、来年度の給食材料費は1億円を超えると試算をしております。町単独で無償化するには、1億円を超える額を一般財源で賄うということになり、多くの事業課題を抱える中で、しっかりと将来を見通す必要があることから、現時点におきましては、町単独による給食費の無償化は将来の課題であると考えおりますので、御理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） まず1点目のところで、今年度実際に提供した中身について、まず教えてください。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えをいたします。今年度につきましては、氏名、振り仮名も込みでございますが、生年月日、性別、住所の4情報につきまして、対象は平成17年4月2日から平成18年の4月1日までに生まれた男女、いわゆる高校3年生の世代でございますが、約180人の情報を紙媒体で提供をしております。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 一般的には大学生にも案内をというのが多いんですが、砥部町の場合には、大学生はしていないということですか、先ほどの答弁だと。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えをいたします。私どもの方は、自衛隊の協力本部の方からの要請の範囲に基づいて、今回情報提供をしたものでございます。先ほどの年齢層の者を対象に情報を提供しております。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 副町長答弁の中で、紙媒体で提供してるというふうに言われましたんですが、これは、もう渡したら帰ってこないというふうに、この前決算特別委員会では、そういうふうな答弁だったんですが、間違いないですか。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えをいたします。当然ながら、個人情報につきましては、知り得た情報は業務上それ以外の目的に使わないということは、当然ながら認識のもとに業務に当たっていただいているものと思っております。

で、ただ、そういったことの条件でということでお渡しをしているということでございますので、確認はとっておりませんが、処理方法等については確認はとっておりませんが、適正に処分がされているものと考えております。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 情報提供に関して、町民のところですね、こういうプライバシーの問題なんかがあって、出してほしくないんだというふうな声というのは、町の方には届いてないでしょうか。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えをいたします。本町におきましては、今日まで情報提供を希望しないというような申入れは、事例としてはございません。ただ、情報を提供してほしくないという旨の意思表示がございましたら、御本人の意思を尊重して、自衛隊への提供は、情報から除外していききたいとは考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 今の件なんですけども、自衛隊への情報提供を希望されない方は、自衛隊への情報提供からの除外申請書を出すようにというふうなことでなっておりますが、そういう告示等については、具体的にはどういう形で、この砥部町はやってますか。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えをいたします。砥部町の場合におきましては、現在申出の方法等については、情報提供ができてない状況でございます。今後は、ホームページ等でそういったお知らせをしてまいりたいと思っております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 少し遡る話にもなるんですが、防衛省が提供する根拠となる自衛隊法という法律、さらに、その施行令に個人情報保護という規定があるのかどうか、これはお調べになったことはありますか。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えをいたします。自衛隊法施行令第120条におきましては、防衛大臣は自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるということで、その中で住民情報を提供してよいかどうか、法律的にどうであるかということであろうかと思いますが、私どもは令和3年度、総務省と防衛省の方からも、この住民情報を提供することについては、住民基本台帳法、特段の問題が発生するものではないという通知を受けておりますので、その解釈にのっとり対応をさせていただいているものでございますので、御理解をいただけたらと思います。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） これは、2019年の2月、当時安倍晋三氏が首相であったときに、自

民党大会で、都道府県の6割以上が協力を拒否している、そういったことを発言したことに端を発して、それを政府は、翌20年の12月に、市町村による住民基本台帳の一部写しの提供は可能だとする閣議決定をしたということに始まっているんだろうと思うんですね。もともとは、閲覧はできるということで閲覧にしていたのが、今のようなことを背景に、だんだんと全国の自治体で、紙や場合によっては電子媒体を通して、自衛隊に提出するようになったというふうなことなんですね。実際には、今課長が答弁された自衛隊法や同施行令のところに、プライバシーの侵害については、やっぱり触れられてないんですね。その判断については、個々の自治体にお任せしますというのが、今年の11月16日に参議院の外交防衛委員会で、私も日本共産党の山添拓議員が取り上げました。そのときに、木原稔防衛相は、個人情報提供は、今言いましたようにそれぞれの自治体が適切に判断するというふうな、そういう意味では完全にもう私は知りませんと、自治体に任せてるんですよというふうな答弁をしてと。非常に無責任なことだと思うんですけども。ですから法律的にはですね、やはり、もともとプライバシー、個人情報の保護を大切しないといけないというふうなことを言っておきながら、やはりこの砥部町でもですね、個人情報が出されるということについては、町がね、そういう法律に違反したことをやってるんじゃないかと言われても、なかなか自衛隊法とその施行令でというふうに言っても、整合性がとれない部分がやっぱり出てくるんだと思うんです。ですから、そういう意味では、私は一つはですね、閲覧に返すということと、それから、もし今後も引き続いて媒体でというふうなお話で、今の私の質問の中でもきちっと案内もして、除外申請については告知してやりますというふうなことなんですけども、この辺についてはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。改めてですね、今言いましたようなことを含めて、閲覧に変えていくというふうなことにはならないでしょうか。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） ただいまの佐々木隆雄議員の質問にお答えいたします。先ほど来、総務課長が説明したとおり、施行令に基づくもの、あるいは令和3年2月の防衛省、総務省の通達にあるとおり、我々事務方といたしましては、法にのっとって、あるいは通達にのっとって粛々と進めていくということでございますので、必要な報告又は資料の提出を求められることができると、求められた場合の提出については、紙媒体といった今の状況を行ってまいりたいというふうに考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 重なりますが、本人の同意なしに個人情報を提供するのは、個人情報保護条例に違反し、プライバシーの侵害であるということですね、当初冒頭に言いましたように、4割の自治体は、電子媒体・紙媒体ではなくって、まだやっぱり減ってはいるんですが、閲覧をしてるということですから、それぞれの自治体の判断というのは、それだけやっぱり国内でも開きがあるということですから、改めてですね、砥部町でも紙媒体の提供は止めるというふうに私はすべきだというふうに思います。これは、強く申入れをしておきたいと思います。2点目の砥部焼まつりの方に移ります。すいません。以前にアンケート

をとったということは、ちょっと私も分からなかったんですが、7割ぐらいの人は現行の方が良いなというふうなことで、事前に聞いてるというふうなことなんですが、春と秋のやり方で費用的には大きな開きというのはあるんでしょうか。

○議長（三谷喜好） 森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えいたします。町の持ち出しというところで御説明させていただいたんでよろしいでしょうか。春につきましては、今年度実施したものにつきまして、町が300万円支出をしております。秋につきましては、764万円の負担を行っております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 体育館で窯元さんが集まって、あそこにずっと展示販売をするというやり方が、安くはなるというふうに理解していいんですね。ということですよね。分かりました。後ですね、キャッシュレス対応のお話が最近よく出てくるんだと思うんですが、キャッシュレス対応について、町の方では何か具体的な考え方というのををお持ちなんでしょうか。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 佐々木隆雄議員さんの御質問にお答えいたします。キャッシュレスにつきましては、従来春の砥部焼まつりについては、カードを以前から対応しております。秋のまつりにつきましては、結構多くの窯元さんがP a y P a y対応でしていただいておりますので、この辺りは、窯元独自独自で取り組んでおろうかと思えます。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 春のキャッシュレスについては、今P a y P a yという名前出ましたが、別な形で決済してるんでしょうか。

○議長（三谷喜好） 森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えいたします。春につきましては、集合レジ方式というのをとっておりますので、そのレジのですね、半分ぐらいを使って、クレジットカード決済のみ対応しております。現在QRコードには対応していませんが、これにつきましては、実行委員会の方で検討を進めておりますので、近年中には導入が可能かと考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 町も、それから窯元さんも、そして何よりもこれを楽しみに来てくれるたくさんの来場者がですね、来てよかったなあというふうなそんな砥部焼まつり、今後ますます発展していけるように、また関係者の皆さんでいろんな展開の仕方についても検討もしていただければと思います。3点目に移ります。教育長の答弁では、今物価も大変上がって、材料費も本当に上がって大変だというのは重々理解できます。今回の質問に当たって、一般質問出した後に少し情報として入ってきたのがあるんですが、内閣府が11月の2日付け事務連絡、それから11月10日付け事務連絡という2つで、重点支援地方交付金の追

加についてというふうな項目、それから、令和５年度補正予算第１号案の閣議決定を踏まえた重点支援地方交付金の取扱等についてという２つの連続した事務連絡がありました。あったはずなんです。自治体にとっては、この地域の実情に応じて支援事業に活用できる推奨事業メニュー、これは前回の３月にもあったんだと思うんですけども、その限度額がですねどれぐらいかなというのがやっぱり気になる場所だと思うんですが。私の手元にある分ではですね、大ざっぱに今年の３月の閣議決定では、推奨事業メニューで７,０００億円、これ全国レベルですけども、これが１１月１０日の閣議決定では５,０００億円ぐらいというふうなデータが出てると。しかも、事務連絡の中に、内閣府では大体今年の３月の７,０００億円というのを１００にしたら、今回５,０００億円だから約７割だというふうなことなんで、プラスマイナス５％の範囲内で、こんな数字になりそうですというふうなのが出てるというふうなことをですね。なおかつ、この交付金の名前が「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」非常に長ったらしい名前なんですけど、新型コロナウイルス感染症との関係では、今回は要件としないんだというふうなことで出されてきてるようです。それで、推進事業のメニューについては、基本的には３月と変わらない使い方ができるというふうなことにもなってるようですね。そういうふうなことを受けて、なかなか予算が厳しいということではあったんですけど、町単独で難しいのであればね、今言いましたように、また若干金額は減りますが、やっぱりまだ交付金というのがあるようですので、そういうのをぜひ活用するようにということで検討いただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三谷喜好） 岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 佐々木隆雄議員の質問にお答えいたします。先ほど来、情報等で交付金のお話がありました。今のところ、私どもに届いてます配分額というのが５,８００万円程度交付されるんじゃないかなということでございます。これにつきましては、これから検討を重ねてまいります、やはり生活者支援、物価高騰対策、経済再生対策というようなことが大義名分うたわれておりますので、佐川町長と協議しまして、この交付金５,８００万の用途につきましては、また、予算審議の場で御説明をさせていただいたと思います。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○９番（佐々木隆雄） １年間給食費がかからなかったという、そういうね家庭がたくさんあります。これが、来年度いきなりまた元に戻ります、まして、材料費が上がって個人負担もお願いせんといかんのですというふうなことにやっぱならないように、いろんな努力も含めてやる必要があろうかと思ひますし、私も今回のまた定例会にですね、ある団体から給食費の無償化を国に求めるように請願の紹介議員になって提出もしております。ですから、町の方にもお願いするし、議会からは国の方にもやっぱり給食費の無償化についてはお願いしようというふうなことで、私は今発言をさせてもらっておりますが、多くの家庭ではですね、子どもの教育やら含めてお金が本当にたくさんかかります。ぜひとも、この給食費の無償化については１年間やって喜んでいただいたというふうなことです。引き続き来年度も実現できるように頑張っていきたい、また、町の方にも頑張っていきたいというふう

な要望をお伝えして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 以上で、一般質問を終わります。ここでしばらく休憩いたします。再開は午後 2 時 35 分の予定です。

午後 2 時 18 分 休憩

午後 2 時 35 分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

|        |          |                                 |
|--------|----------|---------------------------------|
| 日程第 6  | 議案第 41 号 | 令和 4 年度砥部町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第 7  | 認定第 1 号  | 令和 4 年度砥部町一般会計決算認定について          |
| 日程第 8  | 認定第 2 号  | 令和 4 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について  |
| 日程第 9  | 認定第 3 号  | 令和 4 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について   |
| 日程第 10 | 認定第 4 号  | 令和 4 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について    |
| 日程第 11 | 認定第 5 号  | 令和 4 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について      |
| 日程第 12 | 認定第 6 号  | 令和 4 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について      |
| 日程第 13 | 認定第 7 号  | 令和 4 年度砥部町下水道事業会計決算認定について       |
| 日程第 14 | 認定第 8 号  | 令和 4 年度砥部町水道事業会計決算認定について        |

（決算特別委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 再開いたします。日程第 6、議案第 41 号、令和 4 年度砥部町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び日程第 7、認定第 1 号、令和 4 年度砥部町一般会計決算認定についてから日程第 14、認定第 8 号、令和 4 年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの 9 件を一括議題といたします。決算特別委員長の報告を求めます。柿本決算特別委員長。

○決算特別委員長（柿本正） 令和 5 年第 3 回定例会におきまして、閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されました議案第 41 号及び認定第 1 号から認定第 8 号までの決算認定に関する 9 件について、審査の結果を御報告申し上げます。去る 10 月 11 日、17 日、19 日の 3 日間、本特別委員会を開催し、令和 4 年度の砥部町各会計の決算について、各担当課から、歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づいて説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査するとともに、令和 4 年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について審査を行いました。まず、令和 4 年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金 1 億 7,083 万 9,448 円のうち、過去に減価償却相当の補助金等として処理し、既に償却を終えている 7,450 万 7,569 円を自己資本金に組み入れることとしております。その処分内容は適当と認められ、よって議案第 41 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、令和 4 年度各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められ、よって認定第 1 号から認定第 8

号までの8件は、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。今回の審査において各委員から出されました意見・要望等につきましては、十分御検討のうえ、今後の町政運営に反映していただくことを申し添えまして、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

これから、討論及び採決を行います。まず、議案第41号、令和4年度砥部町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件については、一括して討論及び採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの8件については、一括して討論及び採決を行うことに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。認定第1号から認定第8号までの8件に対する委員長の報告は認定です。

報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、認定第1号から認定第8号までの8件は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれにて散会です。お疲れ様でした。

午後2時40分 散会

## 令和5年第4回砥部町議会定例会（第2日）会議録

|                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                        |  |  |
|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                                                        | 令和5年12月8日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                        |  |  |
| 招 集 場 所                                                          | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                        |  |  |
| 開 会                                                              | 令和5年12月8日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                        |  |  |
| 出 席 議 員                                                          | 1 番 高橋久美                      2 番 日野恵司                      3 番 木下敬二郎<br>4 番 原田公夫                      5 番 柿本 正                      6 番 東 勝一<br>7 番 佐々木公博                      8 番 小西昌博                      9 番 佐々木隆雄<br>10 番 松崎浩司                      11 番 大平弘子                      12 番 西岡利昌<br>15 番 平岡文男                      16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                        |  |  |
| 欠 席 議 員                                                          | 13 番 山口元之                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                        |  |  |
| 地 方 自 治 法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 副町長                      岡田洋志                      教育長                      大江章吾<br>総務課長                      門田敬三                      企画政策課長                      小中 学<br>商工観光課長                      森本克也                      戸籍税務課長                      古川雅志<br>保険健康課長                      岩田恵子                      介護福祉課長                      堀潤一郎<br>子育て支援課長                      田中弘樹                      建設課長                      門田 作<br>農林課長                      池田晃一                      生活環境課長                      白形大伸<br>上下水道課長                      松田博之                      会計管理者                      田邊敏之<br>広田支所長                      町田忠彦                      学校教育課長                      伊達定真<br>社会教育課長                      山本勝彦 |                                        |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 議会事務局長    藤田泰宏<br>庶務係長            東山泰久 |  |  |
| 傍 聴 者                                                            | 0人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                        |  |  |

令和5年第4回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- |       |        |                                                                           |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 報告第10号 | 専決処分第10号の報告について<br>(物品賃貸借契約の中途解約に伴う損害賠償の額を定めることについて)                      |
| 日程第2  | 報告第11号 | 専決処分第11号の報告について<br>(公園清掃作業中の跳ね石事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)                 |
| 日程第3  | 議案第42号 | 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について                                                      |
| 日程第4  | 議案第43号 | 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について                                    |
| 日程第5  | 議案第44号 | 指定管理者の指定について<br>(砥部町こぶし食堂)                                                |
| 日程第6  | 議案第45号 | 砥部町課設置条例の一部改正について                                                         |
| 日程第7  | 議案第46号 | 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第8  | 議案第47号 | 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について                                                    |
| 日程第9  | 議案第48号 | 災害派遣手当に関する条例の一部改正について                                                     |
| 日程第10 | 議案第49号 | 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                                 |
| 日程第11 | 議案第50号 | 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について                                                  |
| 日程第12 | 議案第51号 | 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について                                                     |
| 日程第13 | 議案第52号 | 砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について                                         |

- 日程第 14 議案第 53 号 令和 5 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 15 議案第 54 号 令和 5 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 55 号 令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 56 号 令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 57 号 令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 58 号 令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- ・ 散 会

令和5年第4回砥部町議会定例会

令和5年12月8日（金）

午前9時30分開議

○議長（三谷喜好） ただいまから本日の会議を開きます。日程に入る前に先立ち報告いたします。佐川町長と13番山口元之議員からの欠席届が提出されております。

~~~~~

日程第1 報告第10号 専決処分第10号の報告について
（物品賃貸借契約の中途解約に伴う損害賠償の額を定めることについて）
（報告、質疑）

○議長（三谷喜好） 日程第1、報告第10号、専決処分第10号の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 報告第10号について御説明申し上げます。専決処分第10号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和5年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、別紙の専決処分書をお願いします。これは、物品賃貸借契約の中途解約に伴う損害賠償の額を定めることについて、令和5年9月28日付けで専決処分したものです。はじめに、損害賠償する経緯及び事故の概要ですが、下の4、事故の概要を御覧ください。令和5年7月19日午後2時50分頃に、町職員が運転するリース車両の公用車が国道379号線の総津159番地2付近を北進中に、南進中の対向車両が中央線を越えてきたことにより、正面衝突いたしました。この事故により、当該リース車両が全損したため、物品賃貸借契約を中途解約することに伴い、物品賃貸借契約の債務不履行が生じることから、その損害を賠償するものです。損害賠償額は税込みで31万800円です。損害賠償する対象契約は、軽四輪乗用車の物品賃貸借契約で、契約の内容及び損害賠償する相手方は記載のとおりです。なお、今回の損害賠償額の全額について、交通事故の相手方の自動車保険共済金を充当いたします。また、参考に解約に関する覚書並びに事故発生場所の地図と事故状況の写真を添付しております。以上で、報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号を終わります。

~~~~~

日程第2 報告第11号 専決処分第11号の報告について  
（公園清掃作業中の跳ね石事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）  
（報告、質疑）

○議長（三谷喜好） 日程第2、報告第11号、専決処分第11号の報告についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。門田建設課長。

○建設課長（門田作） 報告第11号を御覧ください。専決処分第11号の報告について説明させていただきます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和5年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。専決11号を御覧ください。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の議決により指定された事項について、次のとおり専決処分する。令和5年10月27日、砥部町長佐川秀紀。公園清掃作業中の跳ね石事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。和解により砥部町の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。1、損害賠償額でございますが、6万5,830円でございます。2、相手方につきましては記載のとおりでございます。3、事故の概要でございますが、令和5年10月17日午後4時頃、砥部町民イベント広場において、本町会計年度任用職員が草刈作業中、草刈機から石が跳ね、イベント広場に駐車中の相手方が所有する自動車の後部窓ガラス1枚を破損させたものでございます。相手方に過失はなく、過失割合を10割と定め、損害額の全額を町が賠償するものでございます。専決第11号の資料を御覧ください。事故発生現場及び発生状況につきましては、資料1ページのとおりでございます。自動車の破損状況につきましては、裏面2ページの写真のとおりでございます。草刈機を使用する際は、細心の注意を払うというのは当然でございますが、現場状況に応じまして、飛散防止ネットを設置して作業するよう徹底し、再発防止に取り組んでまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上で、報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。  
以上で、報告第11号を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第42号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について (説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第3、議案第42号、愛媛県市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第42号について御説明申し上げます。愛媛県市町総合事務組合理約の変更について。令和6年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、地方自治法第286条第1項の規定により、愛媛県市町総合事務組合理約を次のとおり変更する。令和5年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、大洲市が愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務の構成団体から脱退することに伴い、愛媛県市町総合事務組合理約を変更することについて

て、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるため、提案するものでございます。それでは、資料 1 の新旧対照表をお願いします。今回の改正は、組合の共同処理する事務を定める別表第 2 について、第 4 項の構成団体から大洲市を削るものです。議案書にお戻りください。附則ですが、この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 42 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第 4 議案第 43 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第 4、議案第 43 号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第 43 号について御説明申し上げます。愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について。令和 6 年 3 月 31 日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市が、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う地方自治法第 289 条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり関係組合市町と協議のうえ定めるものとする。令和 5 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、大洲市が愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務の構成団体から脱退することに伴い、当該共同処理に係る大洲市の一切の財産を愛媛県市町総合事務組合に帰属させることについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるため、提案するものでございます。それでは、財産処分の内容を申し上げます。議案書の中段を御覧ください。日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理に係る大洲市の一切の財産について、令和 6 年 4 月 1 日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとするものです。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]



問の資格については、その方が食品衛生関係の資格をお持ちでいらっしゃいます。以上です。

○議長（三谷喜好） よろしいでしょうか。

○9番（佐々木隆雄） はい。

○議長（三谷喜好） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） なしと認めます。

お諮りいたします。議案第44号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6 議案第45号 砥部町課設置条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第6、議案第45号、砥部町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第45号について御説明申し上げます。砥部町課設置条例の一部改正について。砥部町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和5年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。裏面2ページをお願いします。提案理由ですが、課の再編により、地域振興部門及び財政部門の強化を図るとともに、効率的な行政運営体制を構築するため、提案するものでございます。今回の改正では、本則において課設置条例を改正するとともに、附則において3つの条例を合わせて改正します。それでは、改正内容について御説明いたしますので、資料の新旧対照表をお願いします。第1条では、町長の権限に属する課の設置について定めており、現在の総務課と企画政策課を、総務課、企画財政課及び地域振興課の3つの課に再編し、地域振興部門と財政部門を強化します。また、現在の戸籍税務課から住民戸籍部門を分離し、課の名称を税務課に改め、税に関する専門組織として税務行政を推進します。現在の生活環境課に住民戸籍部門を統合し、課の名称を町民課に改め、事務の平準化を図ります。以上、改正案のとおり、町長部局において、課を1つ増やし11課体制に再編します。2ページをお願いします。2ページから4ページにかけ、課の再編に伴い、附則において、委員会等の庶務の名称を改める必要があるため、3つの条例を改正します。2ページでは、砥部町行財政改革推進委員会設置条例について、庶務の名称を企画財政課に改めます。3ページでは、砥部町総合計画等審議会条例について、庶務の名称を企画財政課に改めます。4ページでは、砥部町環境基本条例について、庶務の名称を町民課に改めます。議案書1ページにお戻りください。附則です。この条例は、令和6年4月1日から施行します。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 45 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 7 議案第 46 号 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第 7、議案第 46 号、砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎） 議案第 46 号につきまして御説明を申し上げます。議案第 46 号、砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 5 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。裏面 2 ページを御覧ください。提案理由でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、町が実施する地域生活支援事業及び介護保険法に基づき、町が実施する地域支援事業におきまして、マイナンバーによる情報連携を活用することにより、申請者の証明書の添付を省略することが可能となり、利便性が向上するため提案するものでございます。改正内容でございますが、議案第 46 号資料、新旧対照表を御覧ください。別表 2 でございますが、ここでは、マイナンバーの独自利用事務及び特定個人情報の利用範囲を定めておるところでございますが、ここに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業、裏面を御覧ください、介護保険法による地域支援事業を追加をいたしまして、その事業に係る特定個人情報の範囲に、住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報を追加するものでございます。改めて議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとしております。以上で、説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 46 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 8 議案第 47 号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第 8、議案第 47 号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。古川戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（古川雅志） それでは、議案第 47 号について御説明申し上げます。議案第 47 号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について。砥部町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 5 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、裏面 2 ページをお願いします。印鑑登録証明書の交付について、砥部町DX推進計画に基づく行政手続のオンライン化に対応するため、印鑑登録証明書の電子申請を可能とする規定を追加するほか、所要の規定の整備を行うため、提案するものでございます。それでは、資料の新旧対照表を御覧ください。1 ページ、第 11 条第 1 項では、印鑑登録証明書の交付につきまして、印鑑登録証かマイナンバーカードを添えて申請していただくことを規定しておりますが、これにマイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて、オンライン申請を可能とする規定を追加しております。自宅のパソコンやスマホからも申請できるように規定するものです。第 2 項につきましては、第 1 項の申請があった際の交付について、印鑑登録証の提示を不要とするための改正となっております。それでは、議案書にお戻りください。附則でございますが、第 1 項では、施行期日を公布の日と定めています。第 2 項では、今回の改正で、第 11 条第 1 項に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の法律番号を記載することにより、未施行分の一部改正条例の中での、同法律番号の記載が不要になったことによる改正となっております。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 47 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 9 議案第 48 号 災害派遣手当に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第 9、議案第 48 号、災害派遣手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第 48 号について御説明申し上げます。災害派遣手当に関する条例の一部改正について。災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 5 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、派遣手当の名称が変更されたため、所要の改正について提案するものです。それでは、改正内容について御説明いたしますので、資料の新旧対照表をお願いします。第 1 条において、特定新型インフルエンザ等の対策のために、砥部町へ派遣された職員に支給する派遣手当の名称を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改めます。議案書にお戻りください。附則です。この条例は、公布の日から施行します。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 48 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 10 議案第 49 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第 10、議案第 49 号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第 49 号について御説明申し上げます。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 5 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。裏面 2 ページをお願いします。提案理由ですが、一般職の職員が非常勤特別職を兼ねる場合の重複給与の禁止規定について、現状

の運用との整合性を図るため、消防団員との兼職などの例外を設けるとともに、年額報酬とされていた学校給食センター運営委員長、同運営委員、文化財保護審議会委員及び社会教育委員の報酬について、開催形態に合わせ、日額に改めるため提案するものでございます。それでは、改正内容について御説明いたしますので、資料の新旧対照表をお願いします。重複給与の禁止について定めている第4条において、現在の規定では一般職の職員が特別職を兼ねるときは、特別職の報酬は全ての機会において支給しないとなっておりますが、運用に合わせ、休日及び勤務時間外に特別職を兼ねる場合には報酬を支給し、勤務時間内に特別職を兼ねる場合には報酬を支給しないよう改めるため、朱書きの規定を追加いたします。また、一般職の職員が消防団員を兼ねる場合には、重複給与の禁止について適用除外とするよう規定を追加します。下の特別職の報酬の額を定める別表において、4つの特別職について、現行の年額報酬を日額報酬に改めます。3行目の学校給食センター運営委員長を削り、その下の学校給食センター運営委員に統合し、現行の年額報酬を日額報酬7,000円に改めます。裏面2ページをお願いします。1行目の文化財保護審議会委員と4行目の社会教育委員の報酬について、現行の年額報酬を日額報酬7,000円に改めます。議案書の1ページにお戻りください。附則です。この条例は、公布の日から施行します。また、第2項と次のページの第3項では、年額報酬から日額報酬に改める特別職について、現在の任期が終了するまでの期間は、従前の規定どおり年額報酬を支給するよう経過措置を定めています。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第49号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

日程第11 議案第50号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第11、議案第50号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第50号について御説明申し上げます。砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。令和5年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。13ページをお願いします。提案理由ですが、令和5年8月7日の人事院勧告並びに令和5年10月4日の愛媛県人事委員会勧告に従い、議会議員及び特別職の期末手当の額並びに職員及び会計年度任用職員

の給与の額等を改定するため、提案するものでございます。なお、今回の改正では、砥部町職員の給与に関する条例をはじめ、4つの条例を一括で改正します。それでは、改正内容について御説明申し上げますので、資料の新旧対照表をお願いします。第1条改正では、町職員の給料及び12月のボーナスなどについて改正をします。第18条の3は、初任給調整手当の上限額を改めています。第19条は、常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を改めています。次のページをお願いします。第19条の4は、常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を改めています。また、2ページから11ページにかけて、行政職及び医療職の給料表を改めています。12ページをお願いします。第2条改正では、町職員の令和6年度以降のボーナスについて改正します。第19条は、常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を改めています。第19条の4は、常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を改めています。14ページをお願いします。第3条改正では、第6条において、議会議員の12月の期末手当の支給割合を改めています。次のページをお願いします。第4条改正では、第6条において、議会議員の令和6年度以降の期末手当の支給割合を改めています。次のページをお願いします。第5条改正では、第4条において、町長、副町長及び教育長の12月の期末手当の支給割合を改めています。次のページをお願いします。第6条改正では、第4条において、町長、副町長及び教育長の令和6年度以降の期末手当の支給割合を改めています。次のページをお願いします。第7条改正では、18ページから23ページにかけて、会計年度任用職員の給料表を改めています。議案書の13ページにお戻りください。附則です。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定は、令和6年4月1日から施行するものです。また、第2項では、改正規定の遡及適用について定め、第3項では、改正前の規定に基づき支給された給与等は、改正後の給与等の内払とみなすよう定めています。以上で、説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第50号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第12 議案第51号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第12、議案第51号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。古川戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（古川雅志） それでは、議案第 51 号について御説明申し上げます。議案第 51 号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正について。砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 5 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、4 ページをお願いします。令和 5 年 7 月 20 日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の国民健康保険税の改正部分が令和 6 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、出産時における保険税の負担を軽減する規定を追加するほか、所要の規定の整備を行うため、提案するものでございます。それでは、資料の新旧対照表を御覧ください。1 ページ、第 12 条では、納期ごとの分割金額につきまして、現行は地方税法の定めにより、1,000 円未満の端数は全て最初の納期に合算するものとしていますが、分割金額の平準化を図るため、第 3 項に、1,000 円単位から 100 円単位に変更するための規定を追加する改正となっております。第 23 条では、出産時における保険税の負担軽減措置として、第 3 項で、出産する被保険者に係る所得割額と均等割額を単体妊娠の場合は 4 か月、多胎妊娠の場合は 6 か月分を減額することを規定しております。3 ページをお願いします。下段の第 24 条の 3 では、出産時における減額措置に係る届出について規定しております。それでは、議案書にお戻りください。議案書の 3 ページをお願いします。中段の附則でございますが、第 1 項では施行期日について、この条例は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条に 1 項を加える改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。第 2 項、第 3 項では適用区分について、出産時における保険税の負担軽減措置については、令和 6 年 1 月以後の期間について適用することとし、納期ごとの分割金額の平準化を図る措置については、令和 6 年度以後の年度分に適用することとしています。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 51 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 13 議案第 52 号 砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第 13、議案第 52 号、砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松田上下水道

課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第 52 号について御説明申し上げます。議案第 52 号、砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 5 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律、令和 5 年法律第 19 号が公布されたことに伴い、指定公金事務取扱者制度の創設により、本条例が準用する条項が変更されたことを受け、砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を改正するため、提案するものでございます。それでは、改正の内容について御説明申し上げます。議案第 52 号資料の新旧対照表をお願いいたします。第 5 条中、第 234 条 2 の 2 第 2 項を第 234 条の 2 の 8 第 8 項に改めるものでございます。こちらは、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法内の第 234 条の 2 の 2 第 8 項が、第 234 条の 2 の 8 第 8 項に繰り下げられたため、それに準じ、本条例を改めるものでございます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行することといたします。以上で、議案第 52 号の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。大変すみませんでした。ただいまの説明ですけれども、新旧対照表の 243 条の 2 の 2 第 8 項が 243 条の 2 の 8 第 8 項に改正されるものでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 52 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。ここでしばらく休憩し、再開は 10 時 35 分の予定です。

午前 10 時 21 分 休憩

午前 10 時 35 分 再開

~~~~~

日程第 14	議案第 53 号	令和 5 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 15	議案第 54 号	令和 5 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 16	議案第 55 号	令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 17	議案第 56 号	令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 18	議案第 57 号	令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 19	議案第 58 号	令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 再開いたします。日程第 14、議案第 53 号、令和 5 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号から日程第 19、議案第 58 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号までの 6 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 私からは、議案第 53 号の一般会計から議案第 56 号の介護保険特別会計までの補正予算について、一括して御説明申し上げます。はじめに、一般会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 53 号、令和 5 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号ですが、第 1 条では、今回の補正は、歳入歳出予算に 6 億 3,745 万円を追加し、補正後の総額を 98 億 6,827 万 4,000 円としています。また、第 2 条では、債務負担行為の追加について定め、第 3 条では、地方債の変更について定めています。令和 5 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。4 ページをお願いします。歳出の主なものについて説明いたします。はじめに、全般的事項として、人事院勧告並びに県人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、給料及び職員手当など人件費を 1,932 万 4,000 円増額しています。それでは、款ごとに御説明申し上げます。1 款議会費は、51 万 1,000 円増額します。議会議員の期末手当 42 万 4,000 円の増額などです。2 款総務費は、2,646 万 8,000 円増額します。会計年度任用職員の公務災害補償費 750 万円の増額、戸籍等の振り仮名記載の法制化に伴う戸籍情報システム等の改修委託料 995 万 5,000 円の追加などです。3 款民生費は、3 億 1,402 万 9,000 円増額します。価格高騰対策として、低所得世帯に 7 万円を給付する事業費 2 億 1,892 万 3,000 円の追加、出産時に 29 歳以下の世帯に対し、奨学金返還金の一部を支援するなどの人口減少対策事業費 2,200 万円の追加などです。4 款衛生費は、261 万 6,000 円増額します。精算に伴う前年度国補助金の返還金 83 万 5,000 円の追加などです。6 款農林水産業費は、53 万 5,000 円増額します。人件費の増額です。7 款商工費は、110 万 5,000 円増額します。人件費の増額のみです。8 款土木費は、404 万円増額します。愛媛県が実施する土木建設事業に対する町の負担金 129 万円の増額などです。9 款消防費は、776 万 2,000 円増額します。砥部消防署広田出張所建て替え用地の造成に係る測量及び設計委託料など、改築事業の関係経費 776 万 2,000 円の追加です。10 款教育費は、2,438 万 4,000 円増額します。教科書の改訂に伴う教師用教科書等の購入費 1,352 万 7,000 円の追加、砥部小学校放送設備の更新に係る備品購入費 299 万 5,000 円の追加などです。11 款災害復旧費は、2 億 5,600 万円増額します。本年の梅雨前線豪雨により被災した公共土木施設及び農地農業用施設の復旧工事に係る関係経費 2 億 5,600 万円の増額です。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、10 款地方交付税を 1,644 万 9,000 円、12 款分担金及び負担金を 1,428 万 7,000 円、14 款国庫支出金を 4 億 2,902 万 8,000 円、15 款県支出金を 737 万 4,000 円、17 款寄附金を 320 万円、19 款繰越金を 1 億 3,073 万 7,000 円、20 款諸収入を 850 万円、21 款町債を 2,787 万 5,000 円それぞれ増額します。6 ページをお願いします。債務負担行為補正です。砥部消防署広田出張所改築事業に係る伊予消防等事務組合負担金に対する債務負担で、期間は令和 6 年度、限度額は 700 万円です。7 ページをお願いします。地方債補正です。梅雨前線豪雨に伴う災害復旧工事の財源として、災害復旧事業債を 7,090 万円増額、また、普通交付税の算定により、臨

時財政対策債の限度額が確定したため、4,302万5,000円減額します。一般会計は以上です。続きまして、国保特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第54号、令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号ですが、第1条では、今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算に1億16万1,000円を追加し、補正後の総額を24億133万7,000円としています。令和5年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。事業勘定の歳出です。1款総務費は、7,000円増額します。人件費の増額です。2款保険給付費は、8,969万4,000円増額します。コロナ禍による受診控えの解消による療養給付費等の増加に伴い、国保連合会への負担金8,969万4,000円を増額します。3款国民健康保険事業費納付金は、財源組替えです。5款保健事業費は、1万円増額します。人件費の増額です。7款諸支出金は、1,045万円増額します。精算に伴い、保険給付費等交付金を返還するための償還金1,045万円の増額です。2ページをお願いします。歳入です。財源として、3款国庫支出金を8万2,000円、4款県支出金を8,969万4,000円、5款繰入金を1万3,000円、6款繰越金を236万9,000円、7款諸収入を800万3,000円それぞれ増額します。国保特別会計は以上です。続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第55号、令和5年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号ですが、第1条では、今回の補正は歳入歳出予算を1万5,000円減額し、補正後の総額を3億2,725万2,000円としています。令和5年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。歳出です。1款総務費は、83万4,000円減額します。精算に伴う後期高齢者医療広域連合への事務費負担金83万4,000円の減額です。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、81万9,000円増額します。保険料の軽減に伴う財源確保のため、後期高齢者医療広域連合納付金81万9,000円を追加します。2ページをお願いします。歳入です。財源として、4款繰入金を1万5,000円減額します。後期高齢者医療特別会計は以上です。続きまして、介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第56号、令和5年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号ですが、第1条では、保険事業勘定の歳入歳出予算に315万7,000円を追加し、補正後の総額を23億8,423万8,000円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算に66万8,000円を追加し、補正後の総額を4,347万7,000円としています。令和5年12月8日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。保険事業勘定の歳出です。1款総務費は、233万6,000円増額します。介護保険システム改修の委託料196万9,000円の追加などです。4款地域支援事業費は、82万1,000円増額します。人件費の増額です。2ページをお願いします。歳入です。財源として、3款国庫支出金を121万4,000円、4款支払基金交付金を15万3,000円、5款県支出金を11万4,000円、7款繰入金を148万5,000円、8款繰越金を19万1,000円それぞれ増額します。5ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳出です。2款サービス事業費を66万8,000円増額します。地域包括ケアシステム改修の委託料58万3,000円の追加などです。4ページをお願いします。歳入です。財源として、2款繰入金を66万8,000円増額します。以上で、私からの説明を終わります。

○議長（三谷喜好） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第 57 号、第 58 号を一括で御説明申し上げます。まずはじめに、議案第 57 号、令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 3 号について御説明申し上げます。お手元に、令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 3 号をお願いいたします。補正予算書の 1 ページをお開きください。議案第 57 号、令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 3 号。第 1 条、令和 5 年度砥部町下水道事業会計の補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。第 2 条、令和 5 年度砥部町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第 1 款下水道事業費用、第 1 項営業費用で、人件費の増額により補正予定額を 72 万 1,000 円増額し 4 億 5,330 万 6,000 円とし、第 2 項営業外費用で企業債の利率見直しによる支払利息の不足により、補正予定額を 60 万 3,000 円増額し 279 万 6,000 円とし、支出合計を 4 億 5,716 万 2,000 円とするものでございます。第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第 1 款下水道資本的支出、第 1 項建設改良費で、人件費の増額により補正予定額を 52 万 4,000 円増額し 2 億 8,992 万 8,000 円とし、第 2 項企業債償還金で、企業債の利率見直しにより償還元金の剰余が見込まれ、補正予定額を 5 万 7,000 円減額し 1 億 6,070 万 7,000 円とし、支出合計を 4 億 5,066 万 7,000 円とするものでございます。第 4 条、予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を 124 万 5,000 円増額し、6,548 万 2,000 円とするものでございます。令和 5 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、続きまして議案第 58 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号について御説明申し上げます。お手元に、砥部町水道事業会計補正予算第 2 号をお願いいたします。補正予算書の 1 ページをお開きください。議案第 58 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号。第 1 条、令和 5 年度砥部町水道事業会計の補正予算第 2 号は次に定めるところによる。第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきましては、第 1 款水道事業収益、第 1 項営業収益を受託工事収益に不足が見込まれるため、補正予定額を 1,619 万 1,000 円増額し 3 億 5,310 万円とし、収入合計を 3 億 8,312 万 5,000 円とするものでございます。支出につきましては、第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用を受託工事費の不足分 1,619 万 1,000 円増額、人件費を 18 万 5,000 円増額し、補正予定額は 1,637 万 6,000 円の増額となり 3 億 2,973 万 1,000 円とし、第 2 項営業外費用を企業債の借入金利の上昇による支払利息の不足により増額し、補正予定額を 78 万 5,000 円増額、3 億 56 万 8,000 円とし、支出合計を 3 億 6,084 万 5,000 円とするものでございます。第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきましては、第 1 款水道資本的支出、第 1 項建設改良費で、人件費の増額により補正予定額を 31 万 8,000 円増額し 2 億 1,085 万 5,000 円とし、支出合計を 3 億 6,791 万 6,000 円とするものでございます。第 4 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を 50 万 3,000 円増額し、3,764 万 3,000 円とするものでございます。令和 5 年 12 月 8 日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、議案第 53 号から議案第 58 号までの説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。10番松崎議員。

○10番（松崎浩司） 1点お尋ねいたします。一般会計の補正予算書の25ページの上段に、松山南高校砥部分校教育振興団体交付金として76万8,000円計上されております。これは、本来これ県立高校ですので、県がカリキュラムの作成費用は出すべきではないかと思えますけれども、今回は、こういった経緯で砥部町がこの76万8,000円の交付金を出すようになったのか。それと、実際は砥部町もお金を出して、この砥部分校振興対策協議会が作成するんだらうと思われませんが、全体の事業費が分かるのであればお教えいただきたい。そして最後に、この協議会の構成メンバーがこういった方なのか分かれば教えてください。お願いします。

○議長（三谷喜好） 小中企画政策課長。

○企画政策課長（小中学） ただいまの松崎議員さんの御質問にお答えいたします。まず、松山南高等学校の魅力化推進事業でございますが、こちらにつきましては、今サテライトで企業を配置しております。カリキュラムにつきましては、学校と企業とで連携して作成するようになっております。その費用の一部を砥部町が負担するという規約になっておりますので、そちらの費用に充てさせていただきます。それと、協議会のメンバーにつきましては、副町長を会長として、あとは学校のPTA会長であるとか卒業生代表とかいうメンバーで構成されております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） よろしゅうございましょうか。

○10番（松崎浩司） はい。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第53号から議案第58号までの6件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第58号までの6件については、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月15日の本会議でお願いをいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日は、これにて散会いたします。

午前10時58分 散
会

令和5年第4回砥部町議会定例会（第3日）会議録

招 集 年 月 日	令和5年12月15日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和5年12月15日 午前9時30分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 高橋久美 2 番 日野恵司 3 番 木下敬二郎 4 番 原田公夫 5 番 柿本 正 6 番 東 勝一 7 番 佐々木公博 8 番 小西昌博 9 番 佐々木隆雄 10 番 松崎浩司 11 番 大平弘子 12 番 西岡利昌 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	13 番 山口元之			
地 方 自 治 法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	副町長 岡田洋志 教育長 大江章吾 総務課長 門田敬三 企画政策課長 小中 学 商工観光課長 森本克也 戸籍税務課長 古川雅志 保険健康課長 岩田恵子 介護福祉課長 堀潤一郎 子育て支援課長 田中弘樹 建設課長 門田 作 農林課長 池田晃一 生活環境課長 白形大伸 上下水道課長 松田博之 会計管理者 田邊敏之 広田支所長 町田忠彦 学校教育課長 伊達定真 社会教育課長 山本勝彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 藤田泰宏 庶務係長 東山泰久		
傍 聴 者	1 人			

令和5年第4回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第42号 | 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について |
| 日程第2 | 議案第43号 | 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について |
| 日程第3 | 議案第44号 | 指定管理者の指定について
(砥部町こぶし食堂) |
| 日程第4 | 議案第45号 | 砥部町課設置条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第46号 | 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第47号 | 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第48号 | 災害派遣手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第49号 | 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第50号 | 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第51号 | 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第52号 | 砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第53号 | 令和5年度砥部町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第13 | 議案第54号 | 令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第55号 | 令和5年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第56号 | 令和5年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |

日程第 16 議案第 57 号 令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 17 議案第 58 号 令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 18 請願第 1 号 学校給食の無償化を求める意見書の提出を求める請願

日程第 19 請願第 2 号 健康保険証の廃止を中止し、存続を求める請願

日程第 20 議員派遣

追加日程第 1 発委第 1 号 学校給食の無償化を求める意見書提出について

・閉 会

令和 5 年第 4 回砥部町議会定例会

令和 5 年 12 月 15 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（三谷喜好） ただいまから、本日の会議を開きます。日程に入る前に先立ち報告をいたします。佐川町長と 13 番山口元之議員からの欠席届が提出されております。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 1 議案第 42 号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について

（総務産業建設常任副委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 1、議案第 42 号、愛媛県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。副委員長の報告を求めます。小西総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（小西昌博） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 42 号について、審査内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 42 号については、交通災害共済の共同処理事務構成団体から大洲市が脱退することに伴い、組合規約を変更するものです。審査において、委員からは、本町における交通災害共済の加入件数はとの質問に対し、令和 5 年度は 996 人で、人数は減少傾向にあるが、希望者が一定数いるため、今しばらく事務を継続したいとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 42 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する副委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 42 号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 2 議案第 43 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

（総務産業建設常任副委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 2、議案第 43 号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についてを議題といたします。副委員長の報告を求めます。小

西総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（小西昌博） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 43 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 43 号については、交通災害共済の共同処理事務構成団体から大洲市が脱退することに伴い、関係財産を処分するもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 43 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する副委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 43 号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第 3 議案第 44 号 指定管理者の指定について  
(砥部町こぶし食堂)  
(総務産業建設常任副委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 3、議案第 44 号、指定管理者の指定についてを議題といたします。副委員長の報告を求めます。小西総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（小西昌博） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 44 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 44 号については、砥部町こぶし食堂の管理運営を行う指定管理者の指定を行うものです。審査において、委員からは、選定委員が採点する評価項目の内容はとの質問に対し、有資格者の有無や応募動機、業務や経営に関する基本方針、年間の事業計画などについて総合的な評価を実施しているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 44 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する副委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 44 号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 4 議案第 45 号 砥部町課設置条例の一部改正について

（総務産業建設常任副委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 4、議案第 45 号、砥部町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。副委員長の報告を求めます。小西総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（小西昌博） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 45 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 45 号については、令和 6 年度以降の組織を再編し、地域振興部門と財政部門を強化するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、提案理由にある人口減少対策や砥部分校の魅力化促進に向けた今後の具体的取組はとの質問に対し、職員プロジェクトチームから提案のあった若者向け定住促進事業は、早期に取り組む必要があり、県の補助金等も活用し今回の補正予算に計上している。来年度施策については、当初予算の中で提案説明いたしたいとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 45 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する副委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 45 号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 5 議案第 46 号 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第5、議案第46号、砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第46号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第46号につきましては、障害者総合支援法及び介護保険法に基づき町が実施する事業において、住民税情報等のマイナンバーによる情報連携を行うため、所要の改正を行うものでございます。審査において、委員から、障がい者や介護認定を受けている人で、マイナンバーカードを取得していない人はどれくらいいるのかとの質問がございました。人数は把握していないが、本改正については、カードを使用するものではなく、全国民に付番されているマイナンバーを利用して事務処理を行うものであるとの説明がございました。以上のような審査を行い、議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第47号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

(総務産業建設常任副委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第6、議案第47号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてを議題といたします。副委員長の報告を求めます。小西総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（小西昌博） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第47号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第47号については、印鑑登録証明書の交付について、電子申請による自宅での受取を可能とするため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、電子申請に係る交付手数料の支払いに、キャッシュレス決済は使えるのかとの質問に対し、お見込みのとおり、QRコードやキャッシュカードで

の決済に対応しているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 47 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する副委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 47 号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 7 議案第 48 号 災害派遣手当に関する条例の一部改正について

（総務産業建設常任副委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 7、議案第 48 号、災害派遣手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。副委員長の報告を求めます。小西総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（小西昌博） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 48 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 48 号については、新型インフルエンザ特措法の改正に伴い、対策のために派遣された職員に支給する手当の名称が変更されたため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 48 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する副委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 48 号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 8 議案第 49 号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(総務産業建設常任副委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 8、議案第 49 号、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。副委員長の報告を求めます。小西総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（小西昌博） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 49 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 49 号については、一般職の職員が特別職を兼ねる場合の重複給与の禁止規定について、現行の運用に合わせて報酬を支給できるよう改めるとともに、年額支給がなじまない特別職の報酬について、日額支給に改めるため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、報酬が日額支給となることで生じる差額はとの質問に対し、対象となる委員は、会議開催が年 2、3 回程度のため、年額換算にすると若干の減額となるが、他の委員との整合性を取るため変更するとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 49 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する副委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 49 号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 9 議案第 50 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務産業建設常任副委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 9、議案第 50 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。副委員長の報告を求めます。小西総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（小西昌博） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 50 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 50 号については、人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき、議会議員と特別職の期末手当並びに職員の給与額等

を改定するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、職員の給料改定について、正職員と会計年度任用職員で、実施時期が異なるのはなぜかとの質問に対し、自治体ごとに運用は異なるが、本町においては、勤務条件通知書により労働条件を採用時に明示していることや、年度途中での退職者への対応等を総合的に判断した結果、現行の運用としており、国からの通知も踏まえ、今後取扱いを検討いたしたいとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 50 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する副委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 50 号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 51 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について

（総務産業建設常任副委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 10、議案第 51 号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。副委員長の報告を求めます。小西総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（小西昌博） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 51 号について、審査内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 51 号については、地方税法施行規則の改正に伴い、産前産後期間における国保税を軽減するほか、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 51 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する副委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛

成の方は、御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 51 号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 52 号 砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

（総務産業建設常任副委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 11、議案第 52 号、砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。副委員長の報告を求めます。小西総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（小西昌博） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 52 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 52 号については、地方自治法の改正に伴い、職員の賠償責任を規定している同法の条文番号にずれが生じているため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 52 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する副委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席ください。

よって、議案第 52 号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 12 議案第 53 号 令和 5 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 13 議案第 54 号 令和 5 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 14 議案第 55 号 令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 56 号 令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 議案第 57 号 令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 17 議案第 58 号 令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 12、議案第 53 号、令和 5 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号から日程第 17、議案第 58 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号までの 6 件を一括議題といたします。副委員長の報告を求めます。小西総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（小西昌博） 総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。はじめに、議案第 53 号、令和 5 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費の総務管理費関係では、令和 6 年度の計画策定にあたり、地域公共交通会議に新たな委員を加え、法定協議会に移行するための関係経費 8 万 2,000 円を追加しています。また、松山南高校砥部分校の新コース開講に向けて、カリキュラム作成費用を町が負担するための交付金 76 万 8,000 円を追加しています。戸籍住民基本台帳費関係では、氏名の振り仮名法制化により、戸籍等の記載事項を追加する必要があるため、関連システムの改修委託料 995 万 5,000 円を追加しています。審査において、委員から、地域公共交通会議が法定協議会に移行する必要性はとの質問に対し、令和 6 年度中に次期計画を策定する必要がある、策定にあたり国の支援制度を活用したいためであるとの説明がありました。また、砥部分校の新コース開講に向けたカリキュラム作成費用について、委員から、分校と I T 企業、町による 3 者協議に基づく支援との説明があったが、カリキュラムは毎年作成するののかとの質問に対し、新コースは令和 7 年度開講で、5・6 年度の 2 か年で作成することとしており、全体費用は 368 万円を見込んでいるとの説明がありました。さらに、氏名の振り仮名法制化について、委員から、改正法で 1 年以内に届け出ることとなっているが、本町に読み仮名が振られていない人はいるのかとの質問に対し、便宜上届け時に確認を行っており、全住民に読み仮名が振られているとの説明がありました。次に、議案第 57 号、令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 3 号は、収益的支出を 132 万 4,000 円、資本的支出を 46 万 7,000 円それぞれ追加しています。支出の主なものは、人件費の追加と、公共下水道事業において、企業債の利率見直しにより不足が見込まれる企業債利息 60 万 3,000 円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第 58 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号は、収益的支出を 1,716 万 1,000 円、資本的支出を 31 万 8,000 円それぞれ追加しています。支出の主なものは、開発工事等が増加したことによる受託工事費 1,619 万 1,000 円と、企業債の借入金利上昇により不足が見込まれる企業債利息 78 万 5,000 円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第 53 号及び第 57 号並びに第 58 号の 3 議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 4 件につきまして、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第 53 号、令和 5 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費の社会福祉費関係では、利用増に伴い不足が見込まれる障がい者タクシー利用等助成事業に係る扶助費 64 万 2,000

円を追加しております。児童福祉費関係では、私立保育所や幼稚園、町外施設の入所者増加等に伴い不足が見込まれる各種施設への委託料 120 万 5,000 円と負担金 689 万 6,000 円を追加しております。また、県との連携による人口減少対策として、出産時に夫婦とも 29 歳以下であった世帯に、出産後 1 年以内に返還した奨学金返還金に対する補助金 600 万円を追加しております。審査において、委員から、障がい者タクシー利用等助成事業の利用状況と、補正予算額はどれくらいの利用分に相当するのかとの質問がございました。対象者は 663 人で、そのうち 426 人に助成券を発行しております。利用率自体も以前 50%程度だったのが、現在では 75%になっているとの説明がございました。また、保育施設への委託料等について、委員から、入所する園児はどれくらい増えたのかとの質問がございました。増加したのは 9 人で、施設利用に係る給付単価は園児の年齢によって異なりますとの説明がございました。さらに、若年出産世帯奨学金返還支援事業については、委員から、夫婦共に奨学金の貸与を受けていれば、両方が対象になるのかとの質問がございました。要件に該当すれば両方共対象になり、夫婦で最大 40 万円補助するが、申請は 1 人 1 回限りで、出産から 1 年以内の返還金対象であるとの説明がございました。次に、議案第 54 号、令和 5 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号は、事業勘定に 1 億 16 万 1,000 円追加をしております。支出の主なものは、受診控えの解消等による保険給付費の増加に伴う国保連合会への負担金 8,969 万 4,000 円を追加するもので、特に委員からの質疑はございませんでした。次に、議案第 55 号、令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号は、1 万 5,000 円減額をしております。支出の主なものは、前年度の精算により、令和 5 年度事務費負担金が減額となったことに伴う広域連合への負担金 83 万 4,000 円を減額するもので、特に委員からの質疑はございませんでした。次に、議案第 56 号、令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号は、保険事業勘定に 315 万 7,000 円、介護サービス事業勘定に 66 万 8,000 円それぞれ追加をしております。支出の主なものは、国保連合会との連携業務に使用している端末の老朽化に伴う負担金 27 万 3,000 円を追加しております。審査におきまして、委員から、パソコンの耐用年数は通常 5 年程度であるが、今回の更新する端末は何年くらい経過しているのかとの質問がございました。平成 28 年度に導入し、7 年程度経過しているとの説明がございました。よって、議案第 53 号から第 56 号までの 4 議案につきましては、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定をしましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は、1 件ごとに行います。

議案第 53 号、令和 5 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号についてを討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 53 号の採決を行います。本案に対する委員長・副委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 53 号は、委員長・副委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 54 号、令和 5 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 54 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 55 号、令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 55 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 56 号、令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 56 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 57 号、令和 5 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 57 号の採決を行います。本案に対する副委員長の報告は可決です。報告のとおり決

定することに賛成の方は、御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 57 号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 58 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号についてを討論を行います。
討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 58 号の採決を行います。本案に対する副委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 58 号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 18 請願第 1 号 学校給食の無償化を求める意見書の提出を求める請願  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 18、請願第 1 号、学校給食の無償化を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、請願第 1 号について、審査の結果を御報告申し上げます。本請願内容は、憲法の義務教育は無償とするとの規定を踏まえ、物価高騰や非正規雇用の増加など、子どもの貧困と格差が広がっていることから、教育の一環である学校給食を無償化することについて、政府及び関係機関に意見書の提出を求めるものでございます。協議におきまして、委員からは、学校給食の無償化は、児童手当と違い、お金が全て間違いなく子どものために使われる費用であるとの意見や、無償化には多額の財政負担が伴うが、自治体の財政力によって、子育て支援に格差が生じることは好ましくなく、国が取り組むべき等の意見が寄せられました。採決の結果、請願第 1 号は、賛成多数で採択すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか、質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第 1 号に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

請願第1号は、採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第19 請願第2号 健康保険証の廃止を中止し、存続を求める請願
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第19、請願第2号、健康保険証の廃止を中止し、存続を求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、請願第2号につきまして、審査の結果を御報告申し上げます。本請願内容は、マイナ保険証によるトラブル多発を踏まえまして、国民皆保険制度の根幹を揺るがし、健康被害にもつながりかねない保険証の廃止を中止し、現在の保険証が引き続き使用できるよう関係機関に意見書の提出を求めるものでございます。協議におきまして、委員からは、国民の不安払拭までには至っておらず、来年秋の廃止ありきではなく、当面は現在の保険証を使用できるようにした方が良いのではないかとの意見も出ました。過渡期特有の問題で、政府も不安解消に向けて総点検による再発防止策を講じている最中でございますとの意見もございました。採決の結果、請願第2号は、賛成多数で継続審査すべきものと決定をいたしました。ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立。着席してください。

よって、請願第2号は、継続審査とすることに決定をいたしました。ここでしばらく休憩し、休憩時間を利用し、全員協議会を開催いたします。暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~

日程第20 議員派遣

○議長（三谷喜好） 再開します。日程第 20、議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。団体からの要請等による、議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、ただいま申し上げたとおり決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま平岡厚生文教常任委員長から発委第 1 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、発委第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第 1 発委第 1 号 学校給食の無償化を求める意見書提出について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 追加日程第 1、発委第 1 号、学校給食の無償化を求める意見書提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 発委第 1 号、学校給食の無償化を求める意見書の提出につきましてを朗読させていただきます。砥部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出をいたします。令和 5 年 12 月 15 日提出、砥部町議会議長三谷喜好様、厚生文教常任委員会委員長平岡文男。提案理由でございますが、物価高騰や非正規雇用の増加など、子どもの貧困と格差が広がる中、学校給食の果たす役割は大きくなっております。保護者の負担を軽減するため、独自に補助を行う自治体は増えつつある一方で、財源に乏しく、給食費を引き上げざるを得ない自治体もございます。給食現場では、食材調達の困難が増大しております。憲法には、義務教育は無償とすることがうたわれております。自治体の財政力で地域格差が生じることのないよう、教育の一環である学校給食の無償化を求める意見書を国及び政府に提出をしようとするものでございます。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして報告といたします。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。御着席ください。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。各委員長より、閉会中の継続審査の申出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管する事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。以上で、議事日程全てを終了いたしました。会議を閉じます。副町長挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（岡田洋志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、9日間にわたり、連日、終始熱心な御審議を賜り、佐川町長不在の中ではありましたが、全議案を御議決いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。会期中に承りました様々な御提言並びに御指導につきましては、町長と共有し、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層の御支援をよろしくお願い申し上げます。さて、佐川町長でございますが、先日、無事に手術を終えられ、術後の経過も良好とのことでございますので、御報告を申し上げます。現在、経過観察中ではございますが、来年1月の復帰に向け、年末までにはリハビリを開始される予定ですので、御安心いただければと思います。いよいよ今年も残すところ約2週間となりましたが、議員の皆様におかれましては、年の瀬に向け益々御多忙な日々が続くものと思います。くれぐれも御自愛いただき、輝かしい新年を迎えられますことを御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 以上をもって、令和5年第4回砥部町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時46分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長 三 谷 喜 好

砥部町議会議員 佐 々 木 公 博

砥部町議会議員 小 西 昌 博